

(一)

一、辰上り郷帳上書、左之通袋入上書帳之と同様、帳尻名前印形小口張からめ印*二而大吟味方江出ス

文化五年

石神組*本郷
新田辰御取付郷帳

十月

一、取付ハ郷帳之通、何ツ何分与書候節ハ取トハ不書、何ツ取ト書候節ハ取ヲ取可申候

一、本郷帳尻之所、已上年号月日なし寄ハ郷帳之通取米共書、新田分合冊して帳尻以上年号月日御突合之日可書

一、田畠共ニ取斗書、取米ハ不書

一、見取之事ハ取之座ニ見取与不書、見取米何石何斗何升と可書

右郷帳、正月十三日御用始、於御城ニ大吟味方*二手代麻上下ニ而持参指出候事

但、御陣屋ニ相成候後ハ、前日ニ取次役所年番へ遣置指出候事

(二)

御山横目
庄屋共

育子改、博奕制布之儀ハ、是迄も精々相達候間、油断無之儀ニハ候得共、尚無弛様心得可申候、扱又

旧(應)御内意被 仰出候儀ニ候得者、定而当春ハ可被為在 御帰国之所、村々穩ニ致あらさふ之儀

ハ聊も不奉入御聴ニ様仕、奉安 尊慮度願ハ其方共迎も同様之儀与相見候所、小人共之内ニハ我意ニ

狂、欲情等ニ任候邪之心ニ而出入掛リ合等を仕出、或ハ酒狂之上心外ニ不屈之儀ヲ致候者も有之候間、

且夕面々相嗜候ハ、不安穩与申道理ハ有之間敷候条、致大酒等候ものヲハ屹ト指押一村騒立候類ハ勿

論、喧嘩口論ニ至迄騒々敷義ハ不為仕候様申合、御在國中ハ別而精力ヲ尽、無事取治、役儀之規掟

(一)

*印形 いんぎょう。文書などに押しした印の形。

*小口 こぐち。書物の紙の切り口で背の部分以外の三方のこと。ふつう前小口をいう。

*からめ印 (三三八) 参照。

*石神組 いしがみぐみ。水戸藩の郡制改革で享和二年に松岡組を安良川・小菅・石神組に三分して成立した。石神組の陣屋は石神外宿村に置かれ、郡奉行は初代岡山次郎兵衛、二代加藤孫三郎以下天保元年まで続いた。管轄は多賀郡二八ヶ村、久慈郡三一ヶ村、那珂郡二六ヶ村の計八五ヶ村。解説を参照。

*取付郷帳 取箇郷帳ともいう。領主の年貢徴収の基本台帳。所領や村を単位として、その高・本途・小物成・高掛物・取米・取永・運上・冥加などを対象として書き出した。

*取米 とりまい。村からの年貢のとり方で、田畑の石高に免を乗じて計算した田畑の年貢額をいう。

も相立候様可致もの也

但、御山横目共ハ本文之儀ヲ克々心得、支配村々厚心ヲ可用事

(三)

覚

留村*

小木津村*

百姓安左衛門曾祖父

百姓次郎左衛門母

病死 四左衛門

しけ

年九十七

年九十五

堅磐村*

いし(伊郎)浜村*

百姓次衛門父

百姓祐藏父

与惣衛門

宇左衛門

年九十五

年九十五

小沢村*

百姓三郎衛門母

みつ

年九十五

此五人之者共ハ、去ル子年中より初被下置候

額田村*

釈迦堂村*

百姓左平祖母

百姓善次祖母

はつ

病死 さよ

年九十四

年九十四

宮田村*

折笠村*

(二)

*見取 みとり。川付・山付・原野地などの空地を開発した耕地で毎年の作柄により年貢を決定すること。

また、劣等地や災害を受けやすい土地で一定期間石高を設けず毎年作付けを見て年貢を決める制度。

*手代 地方役人。郡奉行の配下に属し、年貢収納のほか一般民政事務にあたった。身分は武士ではなく、有力百姓などのうちから採用された。在職中は侍待遇であった。

*陣屋 在地郡奉行制において管内の村に置かれた郡奉行所。寛政十二年八田・紅葉組を新設し任地に陣屋を設け郡奉行を在任させ、享和二年には一二郡とし浜田・常葉組以外はすべて任地に陣屋を建てた。

(一)

*制布 せいふ。制符とも書く。日常生活や儀式などの規範を定めた法令のこと。

*御帰国 藩主徳川治紀の水戸藩就藩のこと。文化六年三月二十五日江戸を発ち、二十八日水戸へ着いた。

百姓儀之衛門母

しけ

年九十四

百姓庄兵衛祖母

そよ

年九十四

川尻*

水呑

百姓六兵衛祖母

銀七

病死

年九十四

年九十四

百姓太郎衛門母

さよ

年九十四

此七人之者共ハ、去ル丑年中より初被下置候

大久保村*

田渡村*

百姓祐介祖母

郷医玄減祖父

かめ

病死 与一衛門

年九十三

年九十三

此式人之者共ハ、去ル寅年中より初被下置候

宮田村

横堀村*

百姓勝三郎祖母

百姓太左衛門母

まつ

病死 かん

年九十二

年九十二

石神内宿村*

百姓伊兵衛親 病死

八衛門

(一)

*山横目 藩有林である立山の管理を行うため、数か村から一〇ヶ村を支配した。その仕事は、植林・山林の見廻り・下草刈り・立木の木の切り出しに立ち会うほか、一般民政も担当した。

(三)

*留村 とめ村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市留町。久慈川下流の左岸に位置し、東を茂宮川が東流して久慈川に合流する。

*小木津村 おぎつ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市日高・小木津町付近。東は太平洋に臨み、西側は多賀山地丘陵で、村内を岩城相馬街道が通る。

*豎磐村 かきわ村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市豎磐町。押切村が享保三年に改称した。岩城(福島県)・太田への道筋だった。

*いし浜村 伊師浜村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市伊師。東は太平洋に臨み、村内を岩城街道が通っている。古くは伊師村であったが、寛文年間に伊師浜・伊師町・伊

年九十二

此三人之者共ハ、去ル卯年中より初被下置候

額田村

百姓七衛門母

病死 けさ

年九十一

百姓源次衛門母

ふり

年九十一

油繩子村

百姓祐介伯母

そめ

年九十一

川尻村

百姓五左衛門後家母

病死 いろ

年九十一

此八人之者共ハ、去ル辰年中より初被下置候

留村

百姓伝三郎親

伝左衛門

年九十

横堀村

百姓利兵衛姑

病死 あき

年九十一

田渡村

百姓

已年病死

勝衛門

亀作村

百姓

与衛門

年九十一

児島村*

百姓弥兵衛祖父

弥之衛門

年九十一

小木津村

百姓東三郎父

病死 儀兵衛

年九十

師本郷の三村に分かれた。海に臨む断崖ではおとりを使って鷗を捕らえていた。

(三)

*小沢村 おざわ村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市小沢町。里川沖積地の東にある。

*額田村 ぬかだ村(那珂郡)。石神組に属する。現那珂市額田北郷・額田東郷・額田南郷。水戸上町・下町から来る棚倉街道二筋が村の入り口で合流し、駅所となっていた。

*釈迦堂村 しゃかどう村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市神田町。久慈川下流の左岸低地に位置する。

*宮田村 みやた村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市宮田・高鈴・白銀・本宮・東・神峰・若葉町付近。東は太平洋に臨み、西は神峰山と高鈴山の間が多賀山地丘陵につながる。村内を岩城相馬街道が通る。

*折笠村 おりかさ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市折笠町。東は太平洋に臨み、村内を岩城相馬

田渡村

百姓周介父

与頭七郎衛門母*

与次衛門

しけ

年九十

年九十

石神白方村*

石神内宿村

百姓嘉十母

百姓久蔵母

さわ

けん

年九十

年九十

亀作村

河原子村*

百姓

庄屋恒衛門祖母

彦左衛門

きよ

年九十

年九十

会瀬村*

村松東方村*

百姓次之衛門母

水吞政吉後家*

あき

そて

年九十

年九十

此拾人之者共ハ、当年より初被下置候

右九拾歳已上之者、名前前書之通ニ御座候、以上

正月

加藤孫三郎

(四)

石神組

米八石

街道が通る。

(三)

*川尻村 かわじり村(多賀郡)。

石神組に属する。現日立市川尻町。

東は太平洋に臨み、岩城相馬街道が通る。

*大久保村 おおくほ村(多賀郡)。

石神組に属する。現日立市大久保町付近。東は太平洋に臨み、西半分は

多賀山地丘陵で、村内を岩城相馬街道が通っている。

*田渡村 たわたり村(久慈郡)。

石神組に属する。現常陸太田市田渡町。里川の左岸に位置し、幡台地の西側にある。

*郷医 ごうい。村にいて村人の診察に当たった医者。

*横堀村 よこほり村(那珂郡)。

石神組に属する。現那珂市横堀。

*石神内宿村 いしがみうちじゆく村(那珂郡)。

石神組に属する。現那珂郡東海村石神内宿。北を久慈川

に面し、村内を村松から額田へ行く道が通る。

調役

一人御扶持

武田伴衛門

年六十九

是ハ、安永三年十一月より享和三亥迄手代相勤、同年御広間坊主上座被 召出手付被 仰付、文化元子御中間頭列調役被 仰付、当巳迄惣年数三十六ヶ年

米七石

手付

式人御扶持

市村仁衛門

年四十九

是ハ、天明四辰閏正月より手代相勤、文化四卯七月留付列被召出手付被 仰付、惣年数二十六ヶ年

天明七未九月より当巳迄二十三ヶ年

米七石

調役手代

式人御扶持

小松崎伴介

年四十八

安永六酉十月より当巳迄三十三ヶ年

米七石

平手代

式人御扶持

原市太夫

年五十九

安永九子九月より当巳迄三十ヶ年

米七石

式人御扶持

清水嘉衛門

年五十三

天明二寅十月より当巳迄二十八ヶ年

(三)

*油繩子村 ゆなご村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市鮎川・国分・諏訪町付近。東は太平洋に面し、南北に岩城相馬街道が通る。

*亀作村 かめざく村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市亀作町。多賀山地の大久保山南西麓の谷に位置する。

*児島村 こじま村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市留町。久慈川下流の左岸低地に位置する。

*与頭 くみがしら。組頭とも書く。地方三役の一つで、名主(庄屋)の補佐を行う。村に数人置かれ組をとりまとめたが、高持百姓から選ばれることが多い。

*石神白方村 いしがみしらかた村(那珂郡)。石神組に属する。現那珂郡東海村白方。東は太平洋に面し、北は久慈川を臨む。

*河原子村 かわらご村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市河原子・千石・多賀・東多賀・国分・東金沢

米七石
式人御扶持

寛政十年十月より当巳迄十二ケ年

米七石

式人御扶持

享和元酉二月より当巳迄九ケ年

米七石

式人御扶持

享和二戌二月より当巳迄八ケ年

米七石

式人御扶持

享和二戌五月より当巳迄八ケ年

米七石

式人御扶持

享和二戌五月より当巳迄八ケ年

米七石

式人御扶持

五藤市三郎

年五十四

町にわたる。東は太平洋に臨み、西を岩城相馬街道が通る。製塩、漁業が行なわれた。

(三)

*会瀬村 おうせ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市会瀬・相賀・旭・幸町付近。漁業が盛んであった。

井坂新三郎

年三十八

*村松東方村 むらまつひがしかた村(那珂郡)。石神組に属する。元

安島政衛門

年二十九

禄郷帳では村松村であったが、文化年間の「水府志料」には「此村を二つにわけ、西方、東方と称す」とあり、東方と西方に分村された。(二六三)村松両村を参照。

寺門八五郎

年三十一

*水呑 みずのみ。水呑百姓のこと。自分の田畑を所有せず貢租も負担しない下層農民。

(四)

広瀬十左衛門

年三十五

*武田伴衛門 武田明誠。石神郡奉行所中間頭調役。養父は水戸で商家を営んでいた武田彦兵衛で石川氏から養子に入った。文政七年四月十八日、八四歳で死去。

蓮田藤介

年二十七

享和二戌六月より当巳迄八ヶ年

米七石

式人御扶持

享和二戌七月より当巳迄八ヶ年

米七石

式人御扶持

享和二戌八月より当巳迄八ヶ年

米五石

式人御扶持

享和三亥正月より当巳迄七ヶ年

米五石

式人御扶持

文化元子七月より当巳迄六ヶ年

米七石

式人御扶持

文化三寅十月より当巳迄四ヶ年

米五石

式人御扶持

大内伝吾

年四十三

長山作左衛門

年三十七

清水茂三郎

年二十六

菊池五介

年四十一

桑名宗兵衛

年四十三

照沼伴五郎

(四)

* 中間頭 ちゅうげんがしら。中間を統括する役職。中間とは幕府諸藩や武家に仕えた下男・草履取り・奴などの下級者の総称。

* 市村仁衛門 市村信成。石神郡奉行所留付列手代。父は和介進で、郡方・中間頭格勸農役を勤める。天保元年三月十四日、七〇歳で死去。

* 留付列 とめつけれつ。水戸藩の役職の一つ。幕府の留役と同じ書記役のこと。

* 調役 しらべやく。郡奉行所役職の一つ。水戸藩寄合で、調役は奉行衆(若年寄)の部屋へ入ることができ、その中でも政事方調役は上座、所務方調役も功勞によりその内へ年数順に列座する。

* 小松崎伴介 小松崎信敏。石神郡奉行所調役手代、父は常衛門康忠で、代官方に勤める。天保三年十一月二十六日、七一歳で死去。

右指引并支配手代年数等前書之通ニ御座候、以上

年二十四

巳正月十三日

加藤孫三郎

(五)

石神組

米八石

御中間頭列調役

三人御扶持

武田伴衛門

当巳年迄惣年数三十六ヶ年

年六十九

一、金百疋

是ハ、扱下御城米渡海廻之分、何角心ヲ用年内積切候ニ付、為御褒美被下置候

(五)

*御城米 ござようまい。幕府直轄城の米蔵及び特定大名の居城に備蓄された非常用の米穀。

留付列手付

米七石

市村仁衛門

当巳年迄惣年数二十六ヶ年

年四十九

米七石

調役手代

式人御扶持

小松崎伴介

当巳年迄惣年数二十三ヶ年

年四十八

一、金百疋

是ハ、御城米渡海廻之分、何角心ヲ用年内積切候ニ付、為御褒美被下置候

一、金貳百疋

是ハ、御奉公無懈怠、何角心ヲ付年数相勤候ニ付、為御褒美被下置候

米七石

式人御扶持

原市太夫

*御城米渡海廻 水戸藩北部沿岸部の村々の城米を川尻から那珂湊までの海岸を廻船を使って水戸城下まで輸送すること。

当巳年迄惣年数三十三ヶ年

年五十九

米七石
式人御扶持

清水嘉衛門

当巳年迄惣年数三十ヶ年

年五十三

米七石
式人御扶持

五藤市三郎

当巳年迄惣年数二十八ヶ年

年五十四

米七石
式人御扶持

井坂新三郎

当巳年迄惣年数十二ヶ年

年三十八

一、金貳百疋

是ハ、扱下御城米渡海廻之分、何角心ヲ用年内積切候ニ付、為御褒美被下置候

米七石
式人御扶持

安島政衛門

当巳年迄惣年数九ヶ年

年式十九

米七石
式人御扶持

寺門八五郎

当巳年迄惣年数八ヶ年

年三十一

米七石
式人御扶持

広瀬十左衛門

当巳年迄惣年数八ヶ年

年三十五

米七石
式人御扶持

蓮田藤介

当巳年迄惣年数八ヶ年

年二十七

米七石

式人御扶持

大内伝吾

当巳年迄惣年数八ヶ年

年四十三

一、金貳百疋

是ハ、扱下御城米渡海廻之分、何角心ヲ用年内積切候ニ付、為御褒美被下置候

米七石

式人御扶持

長山作左衛門

当巳年迄惣年数八ヶ年

年三十七

米五石

式人御扶持

清水茂三郎

当巳年迄惣年数八ヶ年

年二十六

米五石

式人御扶持

菊池五助

当巳年迄惣年数七ヶ年

年四十一

米七石

式人御扶持

桑名宗兵衛

当巳年迄惣年数六ヶ年

年四十三

米五石

式人御扶持

照沼伴五郎

当巳年迄惣年数四ヶ年

年二十四

右指引并支配手代年数等禄高去辰年中御褒美被下置候分、前書之通ニ御座候、以上

巳正月十三日

加藤孫三郎

(五)

*禄高 禄は仕官した者へ支給する俸禄をさした。地方知行に対する蔵米支給のことをいう。高はその知行高を表示する単位である。

(六)

*内田村 うちだ村(多賀郡)。石神組に属する。現常陸太田市内田町。里川の東岸の自然堤防上に位置する。

*刑当 罪科の者を取り調べ、刑当目論をする。相当する刑の見込みを立てること。

(六)

扱下内田村庄三郎等刑当取計相済候後申上候様御達御座候所、去月廿八日取計申候、仍而此段為御知申上候、以上

正月

加藤孫三郎

(七)

御書付致拜見候、扱下河原子村等庄屋・組頭共御勘定奉行水野若狭守殿へ御呼出二付、先達而罷登追々御吟味有之候所、右ハ先達而旅人体之者相煩候付、其節宿送り書振不宜候付、右村名主共過料三貫文ツ、并組頭共呵置候様被申渡候付、帰村致度旨願相済、去ル廿五日其表発足二而御差下候処、同廿八日到着候、尚委細之儀ハ当人へ御申含二付、右二而可致承知旨致承知候、以上

正月十三日

加藤孫三郎

藤田忠次郎様

芦沢喜兵衛様

佐治七衛門様

依田喜左衛門様

(八)

申渡書裁許留在略ス

内田村

百姓

庄三郎

右之者、御奉行衆へ伺之上、去月廿八日追放申付候間、申渡書掛御目申候、以上

正月

加藤孫三郎

御目付様中

(七)

*勘定奉行 江戸幕府の役職。寺社奉行・町奉行とともに三奉行と称され、評定所の構成員。勘定所の最高責任者として幕府の財政一般を担当し、幕領の租税徴収事務のほか、全国の幕領と関八州の私領の訴訟を担当した。

*水野若狭守 水野忠通（ただゆき）。幕府勘定奉行。幕府旗本。禄高一二〇〇石。文政六年十一月十七日死去。

*呵 しかり。庶民に科された刑罰の一種。もつとも軽い刑罰であった。その中でも軽いものは単に呵り、それより重いものは急度呵りといった。

(八)

*追放 刑罰の一つ。生国・居住地・犯罪地をはじめ江戸その他の都市など特定の地への立ち入りを禁じ、それらの地方から強制的に追い払うこと。

(九)

内田村

百姓

庄三郎

右之者、伺之上去月廿八日追放取計相濟候、仍而此段為御知申上候、以上

正月十三日

加藤孫三郎

(一〇)

十二月廿八日

此者、於村内度々致博奕酒狂之上庄屋元へ不束之儀申出、

内田村

百姓

庄三郎

剩立退居不届ニ付追放申渡候所、村役人不束之趣等申裁

許相背、追而ハ酒狂ニ而前後致忘却候由ニ候得共、兎角

右之通申渡候事

加藤孫三郎

村役人江憤彼是申裁許相背候段不届至極ニ候得共、俊祥

(一一)

正月六日出府ニ付仕出御用

一、内田村庄三郎追放取計相濟候付、前留之通為御知御奉行衆并申渡書写御目付方へ差出候事

一、養老之もの名前、前留之通御奉行衆へ指出候事

一、年数書出式冊、前留之通御奉行衆并御用人衆へ差出候事

一、油繩子村御藏御普請御入目積、左留之通り御用人衆へ指出候事

(一〇)

*不束 ふつつか。不調法なさま。吟味の終わったあとと被疑者に出させた犯罪事実を認める吟味口書の末尾の詰め文言の一つ。お叱り・急度お叱り・手鎖・過料になる時は不束・不埒とする。

*俊祥院 水戸藩五代藩主徳川宗翰正夫人、千代姫。宗翰死去後、俊祥院と号し、文化五年十月十七日、八〇歳で死去。

*御殿場 ごてんば。水戸城の外に領内各所に藩主の殿館が設けられていた。この殿館を御殿といい、そのある場所を御殿場という。

(一一)

*目付方 目付は、江戸幕府では若年寄支配のもと旗本・御家人の監察を任とした。水戸藩では藩中諸士の非違を監察する役として十人が置かれた。

*御用人衆 用人(ようにん)は、大名家・旗本家において財政をはじめ諸雑務の処理に当たった役人。大名家では一般に家老に次ぐ高い格式を持っていた。

一、河原子村等之者 公儀御呼出之儀相分り致帰村候旨、前留之通御目付中へ及返書候事

一、大沼村忠次・小木津村善三郎請状相成兼候段、別留之通御目附方へ指出候事

一、獵師五拾人へ被下鑓御達書、御奉行衆へ致返上候事

一、国役金高辻新田分相除候与取調候様御達之廻状

一、所々道中割増之儀廻状

一、御鷹場殺生道具封印御免之廻状

一、弥六三女寛久太郎へ縁辺取極之旨廻状

一、鑓拵形之廻状

一、伴助御褒美請取手形忝枚并獵師被下鑓請取手形忝枚遣候事

一、森新五郎御雇引上之為御知御奉行衆・御目付方・吟味方へ指出候事

(111)

油繩子村稗御藏新規御普請御入目積大図*

一、稗御藏忝棟 長式拾間
横三間

惣礎萱葺板敷中ニ而式ケ所仕切、戸口三ヶ所付大坪打錠鑰共内より大壁外通押廻候割竹にて洪
氣除、打柱ハ松丸太之俣山刀鎌剥キ、戸付或ハ穴掘候所計斧ヲ以打落、其外根太梁等迄山刀鎌

剥

一、惣地形式百式拾五坪

但、松竹雜木等不残根掘り、忝尺より式尺迄土ヲ盛築立、石鈎突にて堅メ
一、囲くね*

但、五尺間宛ニ松柱打、竹柵

右御入目

(112)

*入目積 いろいろつもあり。費用・入費をあらかじめ見積ること。

*公儀 一般的には江戸幕府をさした。徳川幕府は関ヶ原後を通じて諸大名との間に主従関係を構築し、將軍職世襲と朝廷統制により国家公権力としての公儀政権を確立した。

*大沼村 多賀郡・石神組に属する。現日立市大沼・東大沼・金沢・東金沢町付近。西は多賀山地丘陵で、東は太平洋を臨む。村内を岩城相馬街道が通り、その駅所となっていた。

*奉行衆 奉行は水戸藩若年寄のこと。寛永十二年に新設。水戸に常勤し庶務をつかさどり、小役人を支配した。寛延三年に若老(若年寄)と改称された。

*国役金 くにやくきん。こくやくきんともいう。幕府が国役普請などの費用にあてるため国単位に村々から徴収した役金。

一、中竹五百五拾本

一、小竹式千本

一、佐良竹八百本

一、太縄四百房

一、細縄六十房

一、五寸錠三ツ 大坪鑰共

一、三寸釘五把

一、足五寸釘百式拾把

一、足六寸釘式拾五把

一、指詰四寸釘七拾本

一、指詰五寸釘

一、同六寸釘三拾六本

メ鑿

金メ

但、金壹分二鑿

付札

錠前并釘代等^{*}都而高直ニ有之段、御付札ニ相見申候所、右之分ハ何候も入札物ニ御座候間、何ニ^{*}も落札之面ニ而申付候様致度候

御付札錠并大坪錠共積リ之書候間、此分相渡可申候^(マ)幅かさかね等寸合可被申出事

一、萱九百束

但、五尺結縄

此代金

但、金壹分二^萱鑿前同断

式口メ金

一、下大工三百式拾五工

此御扶持米三石式斗五升

但、壹工ニ付米壹升ツ、

付札

内大工七拾五工先積り過

(一一)

*高辻 たかつじ。辻とは物を集めることや集計することで、高辻とは石高の合計の意味である。

*縁辺 えんぺん。婚約、または結婚。縁組。

*取極 とりきめ。取り決めること、または取り決めた事柄。

*鑿拵形 びたこしらえがた。錢を鑄るのに用いる形の錢形(せにがた)のこと。

(一二)

*大図 おうず。だいたいのこと。おおよそ。

*囲くね かこいくね。くねは垣根、生垣、屋敷の周囲のこと。ここでは、陣屋の周りを囲った垣根をいう。

*都而 すべて。みなことごとく。

*入札物 入札(にゆうさつ)は、工事の請負や物品の売買に関してもっとも有利な条件を示すものと契約を結ぶため、複数の競争者に見積もり価額を書いた紙を出させ、その

是ハ、丸杭ニ相成候而ハ墨曲尺甚六ツケ敷相成、其上最初面ヲ付候所江墨曲尺仕元山ニ為

打落、又候穴墨致候間、式度之墨曲罷成板敷切はめ候ニも丸柱江壺本切ニ丸之切はめ候故、

*工数相過候趣御座候、扱又内より大壁ニ罷成候所、丸柱之俣ニ候而ハ柱ニ曲も大ニ出這入

有之、壁ニまい持兼可申趣ニ御座候、外通ハ押廻シ割竹ニ而渋気除仕候所、是以甚出這入

有之工数も相掛リ、且ハ持兼可申趣ニ御座候

一、下萱手七拾工*

此御扶持米七斗

但、壺工ニ付右同断

一、元山式百六拾式工

此御扶持米三石九斗三升也

但、壺工ニ付米壺升五合ツ、

付札

外元山工数先積リニ參拾四工程減

此ハ、根太梁指ス人足山刀鎌剥ニ相成候ニ付、減柱ハ穴掘候所、面付候得ハ柱ニ而ハ左迄

之違ニも無之趣ニ御座候

一、人足千八百八拾人

此御扶持米九石四斗也

但、壺人ニ付米五合ツ、

付札

内人足三百八拾人程先積リニ過

是ハ根太梁指ス等柱立人足山刀鎌剥キニ相成、其上丸木之俣にて山出仕候得ハ、大図前書

之通相過申候

メ米拾七石式斗八升

結果を見て相手を決めること。

(二二)

*落札 競争入札の結果、その権利を得ること。

*付札 つけふだ。幕府では、書かれた案件に対する審議の過程を示した付箋が貼られるが、各藩でも下位の職から上位の職への伺いに対する回答を付箋に記した。

*元山 もとやま。山で木を切る業者。木こり。元山職。

*工数 工(こう)は細工をする人で一日単位の人の延べ数。

*萱手 かやで。萱葺き屋根を葺く職人。

*面付 めんつけ。丸太の表面を削って平らな部分をつくること。

右油繩子村稗御蔵新規御普請御入目積前書之通御座候所、松柱之儀者杉と違干揚候随狂付木症曲勝ニ而、職人とも茂其品ニ当リ不申候而ハ積指支候由、誠ニ大凶積之趣申出候間、此上減過御座候儀ト奉存候得共、前書付札之通先申出より大工人足相過申候、殊梁根太等山刀鎌剥ニ致候而ハ再皮残り虫付ニ罷成年数保兼可申趣ニも候得ハ、何レ御了簡之上早速御達御座候様仕度此段申出候、以上以付札追而之積り却而御入用相過候付、初発積り之通被仰付候、尤右積り候内土台ハ相止メ礎ニ致候様可被取計事

正月

加藤孫三郎

釘之儀ハ入札ニ候共別口ニ分り候品故、入札之方相止御普請方御買上之品相用候様、右役所へ懸合請取、追而代払可被致候事、右二月朔日御達

(一三)

額田村之儀者先年より庄屋兩人相立置候得共、諸御用之運ニハ忝人ニ仕候方可然哉之趣御掛ニ罷成候所、安永六酉年皆川弥六御役相勤居候節、当庄屋市十郎祖父市兵衛并治衛門与申もの兩人江庄屋役申付置候得とも忝人役ニ仕候方可然と了簡仕、右兩人ヲハ村年寄御山横目等ニ申付、庄屋役指免後役之儀者御山横目左内養父左内忝人江申付、天明元丑迄五ヶ年為相勤候所、大郷殊ニハ御用場故忝人ニ而ハ如何様ニも相勤兼病身ヲ申立類ニ退役相願候ニ付、同年当時年寄役申付置候市兵衛江庄屋役申付、自夫ハ如元兩人ニ仕置候儀ニ御座候間、容易ニハ了簡も難仕奉存候、然ル所於右村ニ指当り候難渋ハ年々多分之人馬召仕候付、於役所ニも近頃ハ別而心ヲ付候得者、此上ハ兩庄屋之内忝人ツ、年番ニ而持切、組頭問屋共へ計相狂不申候間合前等取込候類之節ハ出張候而見届、諸事江立入費ニ相成候儀不為致様申付候而減方可然哉、其外庄屋掛り持ニ申付可然御用筋も有之候ハ、近々為奉伺候間、庄屋相減候儀ハ先ツ御見合被下候而可然哉と奉存候、此段申上候、以上

正月

加藤孫三郎

右ハ、御掛り大森弥三左衛門殿より御掛ニ相成候間、御同人江指出候事

(一四)

*入用 いろいろ。必要とすること。必要な費用。

(一五)

*皆川弥六 皆川弥六教純。皆川恭綏の二男。安永二年より松岡・太田・武茂郡奉行を歴任し、天明三年に勘定奉行に転じ、同八年武茂郡奉行に復した。寛政九年に致任し、享和三年五月九日八七歳で死去。「封内巡見記」などの著作がある。

*年寄 としより。村役人・町役人・宿役人などの称。江戸・大坂・京都や各地の城下町・宿場町でも町や宿の運営にたずさわる者を年寄りと呼んだ。

*問屋 といや。「とんや」とも読む。

宿駅の宿役人の長。問屋場で年寄の補佐のもと、帳付・馬指などを指図して宿駅業務を遂行する。名主など地方役人・町役人を兼務することが多い。

乍恐以書附御届奉上候

常州河原子村組頭勘左衛門・磯原村御山横目狷介両人奉申上候、昨三日 水野若狭守様御呼出二而罷出候処、御留役小倉源之進様より被仰付候者、先達而送り病人之義治八郎江相尋候所、村方より贈出候義ハ無之由二付、庄屋書付為致被見候得者、右書付印形共ニ相違無之、左候得ハ私共他行之砌二而も可有御座候間、国元江飛脚指遣承届可申旨相答候処、弥相違も無之哉与御尋御座候二付、勘左衛門申上候者、其砌治八郎義ハ他行ニ御座候間、御答ニ指支候事ニ御座候所、村方より送り候義ニ相違無之旨申上候、左候得者送り出之始末可申上旨御尋二付、六月中旬より居村鍛冶沢脇塩焼小屋ニ取臥罷有候ヲ、北浜町之者共見付喰物等相運指置候義十四五日ニ御座候由、折節村方番人廻り之節見付始末承候処、乞食ヲ致シ世間相廻リ候得共、持病ニ而足腰甚痛歩行一向不相叶此処ニ取臥罷有之処、喰物等相運呉候故半月計ケ様ニ罷有候由病人申述候趣番人申出候間、役人見届承候所、生国南部領ニ而乞食ヲ致相廻リ候由ニ候処、乞食ニ而も病人之義ニ候間、番人江申付、六月下旬より薬用為仕候所、右故ケ仕格別快方ニ罷成候間、病人願候者、此所ニ永々罷在候も難渋ニ御座候間、国元江罷返り度由再応之願ニ付、御役所様へ相伺之上相送り可申由申聞候処、外病氣違足痛ニ候得ハ、国元迄之送ニも及申間敷、次村迄送り呉候ハ、自然与歩行も可相成候間、段々と試申度願ニ付、其六月十二日二下孫村へ送り遣申候由御答申上候所、送り物之義者御触も有之処、領主役所江も無伺不行届旨被仰聞、此義如何与被仰付候間、病人願ニ任七御役所様江御伺不申上段、奉恐入候由申上候

一、磯原村江御尋御座候ニ付、狷介御答申上候ハ、河原子より之送り状之義相訳り兼候ニ付、当村之義者御領分境ニ候間、先村江送り遣候而も受取間敷間送り戻シ可申旨申聞候処、左様ニ而者甚難渋ニ御座候間、国元迄之送り状認メ呉候様達而願ニ付、送り認メ相送り候由申上候処、領主役所へも無伺病人申口ニ任七先村へ送り候段不行届旨被仰付候ニ付、其段奉恐入候由御答申上候、次ニ河原子より磯原迄之道乗御尋ニ付八里余与申上候、村数者何程与御尋ニ付、拾八ヶ村程御座候由御答仕候

(一四)

*磯原村 いそはら村(多賀郡)。松岡領に属する。現北茨城市磯原町磯原・本町付近。東は海に臨み、村内を通る岩城相馬街道の宿場となっていた。正保二年船番所が設けられ、元禄十年に異国船遠見番所と改められた。

*塩焼小屋 塩焼は、海水を煮て塩をつくること。塩焼小屋は浜で塩を作る小屋のことをいう。

*南部領 盛岡藩領のこと。陸奥国盛岡を城地とする外様大名南部信直が天正十八年に豊臣秀吉に安堵され、ついで慶長五年に徳川家康により安堵されて成立した。陸奥国一〇郡を領有。寛政年間以降、弘前藩と共に蝦夷地警衛を担った。

*下孫村 しもまご村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市鮎川・国分・多賀町付近。

一、小良浜江御尋御座候者、右病人熊村へ送り始末申延候由被仰付候二付、御答申上候者、病人被申候ハ、永々道中ゆられ候故ケ、甚気分不宜柄候由之処、村方ニ医師無之候間、商業相用候而送り遣申候由御答申上候

一、熊村へ御尋御座候二付、御答仕候者、小良浜より送り参候処、兼而御領主より送り物等参候ハ、御役所様江早速可申由兼而被仰付御座候二付、御伺ニ罷出候内死去仕候段御答申上候、右四ヶ村御尋被遊候而、又々跡ニ而呼出可申間、引取候由被仰付候、仍之右之段御届奉申上候、以上

文化五年辰十一月四日

御目附様方

御役所

(二五)

乍恐以書附御届奉申上候

一、昨十四日、水野若狭守様御呼出ニ而、河原子村組頭勘左衛門・磯原村御山横目罷出、御留役小倉源之進様より被仰付候者、河原子村より磯原迄之村方先達而相尋候処、村数拾八ヶ村程有之候由右村々名可申上旨被仰付候間、早速御答申上候も無覺束奉存指扣候処、もシ其方ニ而不相知候者、飛脚指遣村名聞糾候上ニ而、村々召呼候様致候処、左候得者重々日数も相掛り、却而其方共難渋ニも相成候間、相知候ハ、書附ニ相認指出可申由被仰付候二付、無余義村名書附指上申候、以上

(二六)

乍恐書附ヲ以奉申上候

常州河原子村惣代勘左衛門・磯原村惣代彌介奉申上候、河原子村より磯原村迄与八村送り仕候村々御尋御座候処、是迄村送り之順者左之通りニ御座候間、右与八も仕来之通り相送り候義与奉存候、此段申上候、以上

(二四)

*熊村 くま村（陸奥国標葉郡）。相馬中村藩領。現福島県南標葉郡大熊町。熊川右岸にある。相馬藩南端に位置し、村内を浜街道が通るため、境目検断所が置かれた。

*小良浜（村） おらはま村（陸奥国標葉郡）。相馬中村藩領。現福島県双葉郡大熊町小良浜。福島県浜通りの中部で、断崖続きの海岸部にあり、漁業は行われていない。

(二六)

*助川村 すけがわ村（多賀郡）。介川村とも書く。石神組に属する。現日立市助川・高鈴・城南・会瀬・旭・幸・弁天・若葉・鹿島・平和・神峰町付近。東は太平洋に面し、西は多賀山地丘陵におよぶ。村内を通る岩城相馬街道の宿駅となっており市場もあつた。

文化五年辰十一月十四日

御奉行所様

常州河原子村より

下孫村 油繩子村 成沢村 助川村^{*} 宮田村

滑川村^{*} 田尻村^{*} 小木津村 折笠村 川尻村

伊師町村 安良川村^{*} 高萩村^{*} 赤浜村 矢指村

足洗村^{*} 下桜井村 磯原村迄

(二七)

乍恐以書附御届奉申上候

常州河原子村・磯原村并二十七ヶ村惣代助川村・小木津村・下桜井村一同、水野若狭守様御呼出二而罷出、御留役小倉源之進様より河原子村勘左衛門江被仰候、先達而相尋候通相違無之哉与御座候二付、御意之通二候由御答仕候、且右病人六月下旬より薬用為致候由之処、下旬与計二而者不相訳候間、日限可申旨被 仰付候間、六月廿八日方より薬用為仕、閏六月十二日二下孫村江相送り候段申上候処、弥役所江者無伺送り候哉与御尋二付、右病人薬用故ケ格別快方二罷成候二付、再応送り呉候由相願候間、委細先達而申上候通、御役所様へ御伺之上送り状相認メ遣可申由申聞候処、外病氣違足痛二候間、次村迄も送り呉候ハ、自然与歩行も可相成由二御座候間、相贈候由申上候処、其義甚相違致候、則送り出候節之書付此通り与被仰付候而御指出書付之面此者参^{*}宮体二相見へ候処、居村塩焼小屋二病氣二而罷有候二付相尋候所、南部領者之由二候間生国迄村送り二致候由之面二有之、左候得者次村まで之送り二者無之候、次村迄之送り^{*}二候得者書付二者不及義甚相違致候義申上候段御呵二付、乍恐申上候者全ク次村迄之送り^{*}之存寄二而相認メ候処、心得違之段何共奉恐入候由御答申上候

一、右病人薬用之医師御尋二付、村方医師与申上候名前御尋二候間、玉川多仲与申上候、番人名御尋二付、同人義者遠国より入込小屋物^(巻)之義二候間、名前之義ハ相弁不申由御答仕候

(二六)

* 田尻村 たじり村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市田尻・滑川本町付近。東は太平洋に臨み、西は多賀山地丘陵にかかる。村内を通る岩城相馬街道の駅所であった。

* 伊師町村 いしまち村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市伊師。東は太平洋に面し、西は多賀山地丘陵となつている。村内を通る岩城相馬街道の駅所となつていた。

* 高萩村 たかはぎ村(多賀郡)。松岡領に属する。現高萩市高萩、本春日・大和・東本・高浜・有明・肥前町付近。東は太平洋に面し、西は台地となつている。村内を通る岩城相馬街道の宿駅であった。

* 足洗村 あしあらい村(多賀郡)。松岡領に属する。現北茨城市中郷町足洗。東は太平洋に臨む平地の村。村内を通る岩城相馬街道の宿駅であった。

一、其節、病人送り出候取扱者庄屋老人ニ而致候哉与御尋二付、組頭一同ニ而取扱仕候段申上候処、左候ハ、定而其村々江者兼而役所より送り物等之義心ヲ用候様前年より違も無之哉与被仰候間、御役所様より者兼而御達御座候得共、病人快方ニ罷成、前書之通願ニ任セ候段、奉恐入候由申上候一、庄屋とし并二家内人別御尋二付、家内六人年之義ハ慥ニ者申上兼候得共、四十四五才位ニも可有御座候半御答仕候

一、庄屋者常衛門ニ候処、組頭名前申上候由二付、治八郎并ニ私義勘左衛門ニ御座候而組頭式人之由御答仕候、村高御尋二付、八百五拾石程之由申上候

一、磯原村獵介江御尋二付、村高三百五拾石余、年五十五才、家内六人、組頭式人之由御答仕候所、右送り病人之義先達而申上候通りニ可有之候処、河原子より之送り不慥成候ハ、其村江留置、河原子村江掛合之上相送り可申義無其義、私ニ送り相認メ先村江相送り候段不行届取扱之旨御呵二付、其段奉恐入候由御答申上候

一、十七ヶ村惣代助川村・小木津村・下桜井村両三ヶ村江被仰付候者、此度送り病人之義二付、十七ヶ村不残召呼候筈之処、左候而者格別難渋ニも相成候間、右村之内両三人召呼候処、村高并二庄屋組頭名前可申上旨御尋二付、助川村高千四百石余、庄屋伝十郎、組頭円四郎・治郎八・長蔵、小木津村高千九百六拾三石余、庄屋甚衛門、組頭平兵衛・平左衛門・安衛門、下桜井村高三百八拾九石余、庄屋太郎兵衛、組頭与乃七・惣左衛門右三ヶ村御答申上候処、病人之義御尋御座候者、其方共河原子より之送り状如何相心得候而継送り致候哉与御尋二付、助川庄屋申上候者、右書附も披見仕候処、病人村方江参候節者格別ニ心能御座候而喰物等為仕候処、病人願候者国元へ指急キ参度由早速人足貸呉候様呉々相願候二付、相送り候段申上候処、御留役様被仰候者、左様二者有之間敷、病氣指重り候二付、隙取候内死去等致候得者村方難渋ニも相成候事故、指急キ送り候義二者無之哉与御尋二付、全ク左様等二者無御座、誠ニ心得違ヲ以継送り候段、何共奉恐入候由両三ヶ村一同御答仕候処、甚不念之至成者共之由一同被仰付、又々跡ニ而可呼出由被仰聞引取ニ罷成候段、御届奉申上候

(一七)

*参宮体 さんぐうてい。参宮は神社、とくに伊勢神宮に参拜することをいう。参宮体は伊勢参りの様子。

*存寄 ぞんじより。思いつくの謙讓語。

*小屋物 こやもの。小屋がけをして住居とするような身分の者。非人、乞食の類。

*不念 ふねん。気づかないこと。不注意。徳川幕府の刑事裁判文などでは、十分注意すべきであるにもかかわらず、それを怠ったため生じた重過失による犯罪を示す。

文化五年辰十二月三日

(二八)

乍恐書附ヲ以御届奉申上候

昨十四日、水野若狭守様江御呼出ニ御座候処、助川村伝重郎夜前より持病之積強差発リ步行相成不申候ニ付、小木津村平兵衛代引請相願罷出候所、引受ニ而者難相濟趣被仰聞、其上御白洲江御呼込之上ニ而、先達而申上候通村送り者之義ニ付候而者、前々御触も有之所致亡脚、^(金却)殊ニ南部領与申添書ニ而送り出シ、猶又右添書ニ而受取村送り出候段心得違恐入候趣相違無之哉与被仰付、銘々相違無御座段申立候得者、猶近日御呼出可有之間、其節伝重郎義病氣ニ候共押而も召連可罷出旨被仰聞引取申候、依之右之段御届奉申上候、以上

文化五年辰十二月

御目附様方

御役所

(二九)

差上申一札之事

常州河原子村より繼出候病人奥州熊村ニ而致病死、右村御支配竹内平衛門様江申立、一ト通御糺之上当御奉行所江御指出ニ相成、繼送り方不束之次第再応御吟味之上、左之通り被仰渡候

一、河原子村庄屋・組頭共義、旅人体之者相煩歩行難相成国許迄送り呉候様相頼候ハ、名住所等

承札、兼而御触も有之義ニ付、領主役所江申立差函請可取計処、名前も不承南部領之者与而已認メ

不束之書付相添宿村送りニ繼出候段不埒ニ付、名主者過料錢三貫文被仰付、組頭共者急度御呵り被置候

一、下孫・油繩子・成沢・助川・宮田・滑川・田尻・小木津・折笠・川尻・伊師町・安良川・高萩・

赤浜・矢指・足洗・下桜井右拾七ヶ村庄屋・組頭共義、河原子村より繼送り候旅人体之病人、南部

(二八)

*白洲 知らず。奉行所などで罪人などの取調べをした場所。百姓・町人をはじめ、町医師・足軽・中間・普通の浪人などが着席した最下等の場所。

領之者与而已認め書付相添下孫村江継来り候ハ、名住所も無之不束之送り方二付、其段懸合受取申間敷処、猶又次村江継送り遣候故、追々右二泥ミ継送り候始末二相成候段、下孫村者別而之義油繩子村外拾五ヶ村之もの共一同不埒二付、下孫村庄屋者過料錢三貫文被仰付、組頭共ハ急度御呵被置、油繩子外拾五ヶ村庄屋共ハ急度御咆被置、組頭共者御呵被置候

一、磯原村庄屋・組頭共義、河原子村より名住所も不認め南部領与而已認め候不束之書付相添宿村継之病人下桜井村より継来り候節、病人江相尋奥州期波郡方寄村与八与承請候ハ、兼而御触も有之義二付、領主役所江申立差函請可取計処、与八任頼添書付いたし次村江継送り候始末不埒二付、庄屋者過料錢三貫文被仰付、組頭共者急度御咆り被置候、右被仰渡候趣一同承知奉畏候、且御過料錢者三日之内大貫治衛門様江可相納旨被仰渡、是又承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被仰付候、仍而御請証文差上申候処、如件

文化五辰年

十二月廿三日

水戸殿領分

河原子村

組頭

勘左衛門

下孫村・油繩子村・成沢村・助川村・宮田村・滑川村・田尻村・小木津村・折笠村・川尻村・伊師町村
右拾壹ヶ村惣代

助川村

庄屋

伝重郎

小木津村

組頭

平兵衛

中山備中守領分*

(二九)

*泥ミ なずみ。物事にかかずらう。執心する。慣れ親しむ。

*方寄村 かたよせ村（陸奥国斯波郡）。寛文四年盛岡藩領より八戸藩領となる。現岩手県紫波郡紫波町片寄。滝名川中流右岸の平坦地と西側の山間地の一部を占める。

*大貫治衛門 大貫光豊（みつとよ）。幕府代官。幕府旗本。

安良川村・高萩村・赤浜村・矢指村・足洗村・下桜井村

同州同郡

右六ヶ村惣代

下桜井村

庄屋

太郎兵衛

同領分

同州同郡磯原村

庄屋

獺介

御奉行所

前書之通、昨廿三日水野若狭守様ニおゐて被仰渡候ニ付、右御請証文写ヲ以御届奉申上候、以上

辰十二月廿四日

勘左衛門

伝重郎

平兵衛

太郎兵衛

獺介

御目附様

御役所

(110)

乍恐以書付御届奉申上候

(二九)

* 中山備中守 中山信敬（のぶたか）。水戸藩付家老。水戸藩主徳川宗翰の九男で、享和三年太田より松岡（手綱）に移り、水戸藩の別高として松岡領二万五千石を支配した。文政三年七月三日、五七歳で死去。

常州河原子村勘左衛門・下孫村外拾ヶ村惣代助川村伝十郎・小木津村平兵衛、安良川村外五ヶ村惣代下桜井村太郎兵衛、磯原村獺介奉申上候、私共義昨廿三日水野若狭守様ニおゐて右三人之者過料錢三貫文ツ、被仰付、其外村々役人共ハ御呵被置候間、今日右過料錢相納候得者、勝手次第帰村可致旨被仰渡候間、何卒明廿五日帰村被仰付被下置度、偏ニ奉願上候、以上

文化五辰年十二月廿四日

常州多賀郡

河原子村惣代

組頭

勘左衛門

下孫村外拾ヶ村惣代

助川村

庄屋

伝十郎

小木津村

組頭

平兵衛

安良川村外五ヶ村惣代

下桜井村

庄屋

太郎兵衛

磯原村

庄屋

獺介

御目附様方

(二〇)

*偏に ひとえに。ひたすらに。もっぱら。まったく。

御役所

(一一)

過料錢相納候所御請取書、左之通

覚

水戸殿御領分

常州多賀郡

過料錢三貫文ツ、
都合九貫文

河原子村

庄屋

下孫村

庄屋

磯原村

庄屋

右者不埒有之、水野若狭守殿御吟味之上、書面之通過料被仰付、三日之内次衛門役所へ可相納旨被仰渡、持参受取之候、以上

辰十二月廿四日

大貫次衛門手附

出役無印*

小島専八

同人手代

出役無印

酒卷清蔵

同人手附

小島専右衛門

(一一)

*出役 しゅつやく。でやくともいう。本役以外に臨時に他の職務を兼任すること。

右納人

河原子村

組頭惣代

祐介

(二二)

*別高 べつだか。水戸藩附家老中山備中守の松岡領。享和三年水戸藩主治保の弟信敬が中山家を継ぐと太田から松岡に移り多賀郡内二万五百石を水戸藩の別高として支配した。

*判紙 はんし。判(花押)のみを据えた書状用紙。これを使って第三者が花押の主の書状を代筆した。

(二三)

*牢扶持代 獄扶持代ともいう。入牢した罪人に食事を出す費用。居村の庄屋・組頭または親類・好みの者に請け負わせる。

*大子組 だいくみ。水戸藩の郡制改革で享和二年に太田組を大里組と大子組に二分した。大子組の陣屋は大子村に置かれ、郡奉行は増子幸八郎で、文化十三年にいったん廃止されるが、翌年復活し、郡奉行は加藤伝九郎、富田源五郎、小林市衛門、吉成又右衛門と天保元年まで続いた。

*鹿狩 しかがり。鹿を追い立て捕らえること。水戸藩ではこれを名目として軍事訓練を行った。

(二四)

扱下河原子村役人并下孫より伊師町迄拾壹ヶ村役人代兩人、其外別高村々役人一同、先達而御勘定奉行水野若狭守殿より御判紙到来ニ付、為指登候所、去夏中南部領之者病氣ニ付、河原子村より村継にて送り出候一件吟味相済、河原子・下孫・磯原三ヶ村名主ハ過料三貫文ツ、組頭并外村々名主・組頭ハ呵り被置候旨被仰渡相済候由ニ而、右之者共江戸御目附中添簡相渡、去月廿五日江戸発足同廿八日着仕、右之趣申出候、仍而若狭守殿へ御呼出候時々被仰渡候趣、別紙七通指出入御覽此段申上候、以上

正月

加藤孫三郎

(二五)

正月十二日仕出御用

- 一、河原子村役人等 公儀御呼出候儀御裁許相済候段、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、去辰年出生人高指引、別留之通御奉行衆并御懸り衆へ指出候事
- 一、横堀村儀介牢扶持代之儀、大子組へ問合遣候事
- 一、外野村御鹿狩別振見合、別留之通御奉行衆へ御指出可申候

(二六)

乍恐書付を以奉申上候事

一、当村義衛門と申者娘、村内儀之衛門と申者当四ヶ年已前縁付候処、間も無く不縁ニ罷成申候所、縁談之儀ニ付、去ル廿七日夕義之衛門宅へ義衛門罷越候而及刃傷、義之衛門親子三人江薄手為追候趣、地組頭并五人組より申出御座候付直様罷越、義衛門義ハ五人組由緒之ものへ取逃シ間敷旨申聞置、手追人江罷越見届候所、弥相違無之二付早速御訴可申上旨為申聞候所、観音院并別当千手院懸リニ罷成候而拘り人も有之儀、御上之御苦難茂重リ恐多キ御義ニ候得ハ、内济取扱仕度旨ニ而御訴申上候義、達而相扣呉候様両院願ニ付、指扣罷在候而、今三日年頭御祝義ニ罷出候様申ふらし、不得止事ヲ如此御訴奉申上候、日限御訴後ニ罷成候段村役人之我々共重々奉恐入候、依而如件

文化六年巳正月

滑川村

庄屋

六兵衛

〃^(組頭) 半左衛門

〃 伝左衛門

〃 忠衛門

〃 権次郎

御郡御奉行所様

(二五)

手疵改書

滑川村

百姓

儀之衛門

とし五十一

一、月代右ノ方、堅疵耆ヶ所 長三寸
深五分位

(二四)

*直様 すぐさま。まっすぐ。すぐに。直ちに。

*由緒之もの 由緒(ゆいしよ)は親戚、縁故、ゆかりをいう。

*年頭御祝儀 年の初めの挨拶や儀式。正月三日には郷士が登城して奉賀するが、この場合は庄屋のところ
に村民が年始の挨拶に行くこと。

(二五)

*月代 さかやき。成人男子の前頭部から頭頂部にかけて髪を剃ったもの。

一、左ノ肩筋辺、かすり疵沓ケ所、長沓寸四五分

同人倅

一、右ノ手首大指へ掛ケ割疵一ケ所 長一寸
深二分位

儀三郎
年廿八

一、右ノ手首切落シ疵一ケ所

同人二男

一、左ノ大指切落シ疵一ケ所

藤次郎

一、同肩ノかすり疵沓ケ所

年廿三

右之もの共、去月廿七日夕、村内儀衛門ニ被為負手疵候付、其段御訴申上、此度右疵所御改二付、我々共御案内仕、前書之通無相違御改申受候、以上

文化六年

右村

巳正月六日

庄屋

与頭

六兵衛

半左衛門

伝衛門 (左衛門)

忠衛門

権次郎

石神御郡方

改人

同 井坂新三郎
大内伝吾

(二六)

*容体書

一、滑川村百姓義之衛門等三人手疵^{ヲイ}負候趣、右由緒之者より治療受度由頼御座候間、村役人立合ニ而

(二六)

*容体書 ようだいがき。物事の情況を記した書き付け。とくに病氣の様子をしるした書き付け。

疵見届療養相加申候所、義之衛門月代疵長三寸深サ五分程御座候処、腦へ当り候様子ニも相見不申候、勿論疵等悪証無御座候、当時人參劑相用元氣滯も無之、脈体慥ニ御座候へハ、及一命候儀も有之間敷候へ共、此上余病ニ而相果候義ハ難計奉存候

一、同人二男藤次郎ハ右手首切落、左大指切落、左ノ肩先キ長三寸深サ二分程之かすり疵ニ御座候所、当時人參劑相用指置申候、脈体并疵等悪証も無御座候へ共、此上余病ニ而相果候義ハ難計奉存候
一、嫡子義三郎、右ノ手首かすり疵、左肩先長壹寸五分深サ弐分程ニ有之候、是又当時人參劑相用指置申候、脈体并疵等も薄手故、右之疵所ニ而命に拘り候儀ハ有之間敷候、余病ニ而相果候儀ハ難申候、右三人容体少茂相違無御座候、以上

文化六年

巳正月

滑川村本道

石川通碩

会瀬村外科

川村立本

(二七)

扱下滑川村百姓儀衛門と申もの縁辺之儀ニ付、去月廿七日同村義之衛門と申もの親子三人へ為負手疵候趣申出御座候間、早速支配指出、儀衛門ヲハ入牢申付、手負人之内兩人ハ手疵重ク穿鑿も相成かね候由ニ而、外拘り之もの相糺候所、往元儀衛門娘ヲ儀之衛門姫ニ仕、不縁ニ相成候得共、今以縁ヲかけ置、又候協合より縁辺取組候ニ付事起り及刃傷候由、いさるハ別巻口書之通御座候、尤手負人兩人ハ穿鑿相殘候へ共、口書等一卷指出、先ツ御心得ニ此段入御聞候、口書ハ早速御下ケ可被下候、以上

正月

加藤孫三郎

(二八一)

以書付致啓達候、国役金御納振之儀御城付を以掛り御代官中へ問合候処、別紙写之通申来候由ニ而江

(二八)

*人參劑 んにんざい。人參は薬用朝鮮人參のことで、劑はもと漢方薬の材料や草根や木皮を切りそろえ湯で煎じたもの。人參を煎じたもの。

*脈体 みやくてい。脈の様子。漢方医は寸口の脈を取って、その強弱・浮沈・長短・緩急・衝上・横行などの体を察して診察する。

(二七)

*往元 往古、往初、往昔などのように昔のことをさす。

*姫 よめ。嫁。息子と結婚してその家の一員となった女性、子息の妻。また、妻、女房。

*穿鑿 せんさく。綿密に調査すること。吟味すること。詮議。

戸同役より申来候、仍而ハ書面之振ヲ以御調之上早々御指出ニいたし度候、此段御同役様へも被仰合被下候様奉存候、以上

正月七日

小原忠次郎様

尚々、江戸状等写掛御目申候

(二八一)

江戸同役より之書面

一、国役金御上納手当出来候付、納日限御城付ヲ以掛リ御代官江問合置候処、別紙之通駅場村々ハ勿論^{*(節)}介郷村にて有無申出候様申来候由ニ而、御用人衆より御渡ニ相成候処、此村々ハ国役御免ニも相成候哉、文面ニ而ハ睨ト不相分候へ共、問返も有之候事故、此段申遣候条別紙之振ヲ以石高共ニ取調候様御郡方へ御達致度存候、尤別紙ハ本書之俣指下候条次之御便ニ為御登可被成候御書付致拜見候、甚寒之節御座候へ共弥御安全被成御勤仕珍^{*}重奉存候、然ハ一昨日国役金御上納之儀ニ付御別紙沓通沓冊被遣候、落手之上御取調方申付候処、御領地村々之内日光道中^{*}・奥州道中助郷村并去卯年より蝦夷地御用ニ付大通有之、右両道中宿々ニ加助郷人馬指出候村方有無共、否貴報被仰下次第国役御指出分取調候様可仕候、右貴報旁得貴意度如此御座候、以上

十二月十五日

恩田新八郎

永田甚兵衛様

(二一九)

以廻状得御意候、扱下西宮村百姓武兵衛娘なミ乱心之気味ニ而、去十一月廿二日朝風凶罷出候所、行衛不相知旨委細ハ別紙之通申出候間、御扱下々江御触^{*}流被下候様致度御覽御順達可被下候、以上

正月十一日

入江忠八郎

(二八一)

*小原忠次郎 小原俊章。常葉郡奉行。小原俊式の長男。文政元年十一月二十六日、五七歳で死去。

(二八一)

*代官 幕府や諸藩で農村支配のため置かれた役人。水戸藩では郡奉行が民政・土木工事・年貢割り付けを、代官が蔵入地の年貢収納を行っていたが、代官制は寛政十一年に廃止された。

*介郷 すけごう。助郷とも書く。街道の宿駅で継ぎ立てるべき人馬が宿内で賄えない場合、これを周辺村々の負担で補うこと。

*睨ト しかと。確かに。

*珍重 ちんちよう。賛美・感謝の意を表す。すばらしい。ありがたい。また、書簡・挨拶の語として、相手に自愛をすすめる意を表す。

*日光道中 五街道の一つで、千住から宇都宮までの一七宿と徳次郎から鉢石(日光の一町名)までの計二一宿。千住と宇都宮間は奥州道中を兼ねている。

*小宮山治郎衛門様 石川義兵衛様 小原忠次郎様
*増子幸八郎様 岡野庄五郎様 白石又衛門様
*皆川弥六様

加藤孫三郎様 藤田次郎左衛門様

(三〇)

乍恐以書付御訴申上候事

西宮村

百姓武兵衛後家

娘

なみ

年四十

右之者容体書

一、丈中丈 一、顔色うす黒キ方

一、言語歎深キ事多キ方ニ而、道筋多クハ裾長

一、千草綿入壺ツ 一、地織嶋拾壺ツ

但、桔梗縫紋壺ツ

一、地織単物壺ツ 一、紫絹帯壺ツ

一、千草前垂* 一、鏡壺面所持

一、貯錢少々有之歟

右之者、拾ヶ年余以來少々乱心之気味にて家相続相成兼居候上、老母^〆老人有御座候所、是又一両年

老蒙仕娘同様之儀ニ御座候間、無益之爭論止時も無御座候、難渋至極ニ御座候処、去十一月廿一日

夜例之及物言、同二十二日朝風与家出仕候付、縁者并舟渡等相尋候得共行方相知不申候所、此者御

(二八一—二)

*奥州道中 五街道の一つ。厳密には野州白沢から奥州白河までの一〇宿のことであるが、日光道中の千住から宇都宮の一七宿も奥州道中を兼ねていた。

*蝦夷地御用 文化四年に、ロシアとの対外的緊張を背景に、幕府が防備・警衛のため東北諸藩兵の蝦夷地守備配置を命じたこと。

(二一九)

*風図 ふと。不図。不斗。与風とも書く。はからずも。偶然に。

*触流 ふれながし。達書によって広く告げ知らせること。触れ回ること。

*小宮山次郎衛門 小宮山昌秀（楓軒）。紅葉郡奉行。小宮山昌徳の長男。立原翠軒について儒学を学ぶ。天保十一年三月、七七歳で死去。

*増子幸八郎 増子淑茂。大子郡奉行。増子惟茂の長男。天保七年二月二日、七〇歳で死去。

屋敷奉公ニ可罷出旨平日之口種ニ仕候事ニ而、前々も折々走出候儀ニ御座候得共、多クハ御城下道筋より引返候得ハ、此度迎も御屋敷方心掛ケ候事与奉存候間、早速相尋候所、道々風聞＊も右体之者御城下之方江相通候様子ニ御座候間、両度罷出相尋候得共、広キ御城下之事ニ而急ニハ有家相知不申候間、知人等頼置其外手ヲ替詮義仕候得共今以相知不申、此上心当りも無御座難洪至極ニ奉存候、然ルニ当五ヶ年程前ニも御座候歟、四月中旬欠落仕候砌ニも四五日之間大勢ニ而相尋候得共行方相知不申候所、口入人相頼御屋敷奉公仕居由相聞候ニ付、折柄麦秋最中与申田方植付打続自他共殊之外相煩候故、一先ツ指置申度由、先武兵衛申候ニ付、其俣ニ而指置、漸々農事相弛候後、又々御屋敷中相尋候所、十日十五日ツ、所々漂④白仕候ふりニ而終ニハ御城下ヲ相離鯉湖村与十と申人相尋罷越候由相聞候間、直様彼地江尋行候所、爰ニも一宿仕候而、夫より南之方江趣候様子ニ御座候付、其筋近々相尋候所、御籙本領馬渡村と申在所ニ主仁⑤ハ相忘申候得共相応成人と相見候方ニ止り居候ヲ尋当り、日数六十日ほど相過候而六月十日方ニ引戻候儀も御座候、然ハ此度も御城下ニ相違御座間敷奉存候得共、右申上候通御座候而生得物ニ俣義ニ御座候得ハ、又々御城下近在江罷出候坎も難計奉存候、左候得ハ殊之外難洪至極ニ奉存候、度々之走り人ニ而御上之御苦難ニ罷成候儀奉恐候得共、前書之通ニ御座候故御訴申上候、何分ニも御下知之程奉願上候、以上

前書之通次第願申出候間、御訴申上候、以上

文化五年辰十二月

右村

庄屋

鈴木右馬之允

組頭

武次平

与次衛門

御郡御奉行所様

(二九)

＊岡野庄五郎 岡野行徒。小菅郡奉行。岡野行明の長男。文政三年九月六日、四六歳で死去。

＊白石又衛門 白石意隆。八田郡奉行。白石興隆の長男。文政九年二月十一日、七四歳で死去。教諭書として「百姓教訓書」を著す。

＊皆川弥六 皆川弥六為隆。鷺子郡奉行。(皆川弥六教純)の長男。文化七年正月十二日、六〇歳で死去。

＊藤田次郎左衛門 藤田一正(幽谷)。浜田郡奉行。藤田言徳の二男。立原翠軒に学ぶ。文政九年十二月一日、五三歳で死去。後期水戸学の代表的学者で、『正名論』・『勸農或問』など多くの著作がある。

(三〇)

＊前垂 まえだれ。衣服の前の方の汚れを防ぐために体の前方部分、特に腰から下に垂れ下げる布。前掛。

＊老耄 ろうもう。老は七〇歳、耄は八〇、九〇歳の老人の意。おいはれること。またはその人。

(三二一)

覚

本郷分*

一、田式斗壹升七合 永引御蔵入分*
一、畠壹斗七升三合 同断御蔵入分

同分

新田分

一、畠三斗五升四合 同断御蔵入分

右、石神御郡下去辰年田畠永引等前書之通御座候、以上

正月

大吟味役様中*

加藤孫三郎

(三二二)

覚

一、畠五反七畝壹歩

一、畠八拾六石三斗式升三合

此見取鑑三貫五百六拾式文

御入作代金壹両式分鑑三貫三百六拾六文

一、畠壹反壹畝拾六歩五厘

此御入作代鑑式貫四百參拾式文

右、石神御郡下本郷新田田畠新開、或ハ永引立帰可相成分、地味本渡ニ不相直不入作見取浮役等ニ相成居候分、石高納辻去辰年分、前書之通御座候、以上

正月

大吟味役様中

加藤孫三郎

(三〇)

*舟渡 ふなど。水戸領内の那珂川・久慈川・澗沼川の街道筋には渡し賃を取って舟で人馬をわたす舟渡が置かれ船頭が付けられていた。

*屋敷奉公 商家の子女や近郊農村の富農の娘が武家奉公すること。江戸では行儀作法の見習いとして、一〜二年間大名や旗本の屋敷で女中として奉公することが多く見られた。

*風聞 ふうぶん。風評。伝え聞くところ。

*欠落 かけおち。駈落、駈落、馳落とも書く。逃げて行方をくらますこと。逐電。出奔。

*口入人 くりゆうにん。口入れは口をはさむこと。金銭の貸借、不動産の売買、奉公人の世話などの時その斡旋をしたり、保証人となること。その人を口入人という。

(三二)

*本郷分 元郷・親郷・親村などともからある村のこと。

(三三三)

覚

内式艘卯二辰過

惣船数三百拾六艘

此役金貳拾四兩貳分本百文

わけ

一、鯉船六艘

三、廻船四艘

四、小地引船貳拾壹艘

二、網小船壹艘

五、小廻船壹艘

六、繩小船五拾四艘

七、角倉船貳艘、

かし免船六拾三艘、磯小船五拾艘

*(三三) 藤船拾九艘、

小たらし船六拾四艘、川小船參拾壹艘

卯二辰内

*紙船数拾七艘 皆下々船

此役金壹兩貳分本八百文

右、石神御郡下海船員数并紙船役錢高、去辰年より前書之通御座候、以上

正月

大吟味役様中

加藤孫三郎

(三四)

別紙之通、扱下石塚村祐助所ニ而品々被盜取候処、今以更ニ手掛相分兼申候、仍而皆様へも御申合ひ
たし質屋等為相尋候段御奉行衆へも申出候間、大山守御山横めともへ宜御達置可被下候、乍御世話御
順覽可被下候、以上

十一月廿日

石川儀兵衛

九郡宛所

(三五)

乍恐書付を以御訴申上候事

(三二)

*永引 えいびき。村高から差し引かれ、永久に年貢の対象外となった土地のこと。

*蔵入 くらいり。領主の直轄地の年貢を領主の蔵に納入すること。または、その直轄地たる蔵入地の略称。

*大吟味役 大吟味役(だいぎんみやく)。水戸藩では勘定所の外に割物奉行が置かれ、歳計収支をつかさどった。これがのちに大吟味役と改められた。

(三三)

*立歸 たちかえり。他所に出ていた者が元の居住地に戻る。欠落人や出奔人が帰住することや、追放人が許しもないのに村に戻る。

*入作 いらさく。にゆうさくともいう。ある村の耕地を他村の農民が耕作することを入作という。

*浮役 うきやく。雑税で小物成の一つ。郷帳に記載されず、臨時に課せられる。

- 一、キセル大図六七拾わ程
- 一、キン千草反物四反
- 一、こん棧留反物壹反
- 一、黒棧留反物壹反
- 一、中かた付反物貳反
- 一、はし切三ツ

こんみちん一ツ

内 こんさん^(棧)一ツ

黒さん一ツ

一、さずが小刀三四丁^{*}

右、当村泉屋祐助宅へ、当月四日夜盗人忍入、前書之品々被盜取候段申出御座候所、刻限之義ハ相分り兼候へ共七ツ前と相見、三男作重義七ツ頃ニも有之哉、小便ニ罷出候節其戸しまり居候由之所、翌五日朝ニ罷成、戸棚引出シ等明ヶ置、尚又品々取ちらし置候ヲ見付候ニ付、相改候へハ、前書之品々紛失仕候由、手懸リ之旨相知不申、右之段御訴申上候、以上

文化五年辰十一月

石塚村

庄屋

六郎兵衛

与頭 九人

(三六)

乍恐以書付奉願上候事

一、先達而奉願上候葉師如来開帳願之通、早束御済口被仰付難有仕合奉存候、右ニ付寺内為振合浄^(高懸)瑠璃祭文物似為仕度、此段相済候様偏奉願上候、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

巳正月

高貫村

寿福院

右、寿福院願上候通被仰付被下置候ハ、村役人之我々共難有仕合奉存候、以上

(三三)

*鯉船 鯉を釣る漁船。水戸藩では五月五日より九月十九日までを漁期とし、七、八月を最盛期とする。

*廻船 かいせん。商品を輸送する海船一般を総称した。

*角倉船 すみのくらせん。川で荷物運送に当たった高瀬船の一種。

*かじめ船 海藻の搗布(かじめ)を取るための船。搗布はもつぱら肥料として用いられた。

*鯀船 はしけ船。伝馬船ともいう。陸と大船との往来や荷役のため単独、または本船に付属して用いられた小船。

*小たらし船 こだらせん。川の小船の一種。流し網で鮭漁をする。

*紙船 紙漉き船のこと。紙料を水に混ぜて入れる四角い槽で、簀と桁ですくい紙を作る。

高貫村

庄屋

勝十

組頭

三人

右、寺社方より故障之有無懸合ニ付、糺之上返書末拾枚目ニ有

寺社御奉行所

(三七)

扱下高貫村於寿福院ニ薬師如来開帳ニ付、境内為振合浄瑠璃祭文物真似為仕度旨願書御下故障之有無相糺申上候様御達ニ付為相糺候所、村内故障之儀も相聞不申候而ハ御濟口ニ而も可然哉之旨申出候間、御下之願書返上仕此段申上候、以上

御間違ニ付消ス

正月

加藤孫三郎

(三八)

村松大神宮御筒粥*

早稲八分

中稲六分

晚稲七分*

麦七分

粟七分

大豆六分

文化六年巳正月十五日

村松

大宮司 印

村松五所明神筒粥、例年之通神官より指出候間、入御覽申候、以上

正月十五日

加藤孫三郎

(三五)

*棧留 サントメ縞の略。インドのサントメから渡来した縞織りの綿布。

*さすが 刺刀。腰にさす小さな刀。懐中に入れる護身用の短刀。

(三六)

*濟口 すみくち。争い事の解決。訴訟事で、原告・被告間で内済の相談ができた場合をいう。

(三八)

*村松大神宮 現東海村村松の東の新川の北に位置する。寛文三年の「鎮守開基帳」には村松五所大明神とある。元禄九年、藩主徳川光圀は伊勢より分霊を奉遷し大神宮と称するようになった。以来、代々の藩主が一月十五日の大祭に参拝することが例となった。

*晚稲 おくて。遅く実る稲。植物などの生長、成熟が遅い種類。稲の生育順に早稲(わせ)・中稲(なかくて)・晚稲(おくて)と分類した。

右、御用人衆へ本書之俣指出ス

(三九)

覚

鮒貳拾三枚 但、壹尺貳寸より八寸迄

右、村松阿漕浦にて、昨十四日一網為曳候所、前書之通懸り候二付、神官へ相渡申候、尤寺社方よりも可申上候へ共為御心得申出候、以上

正月十五日

加藤孫三郎

右御用人衆へ

(四〇)

別紙写之通、村松大神宮筒粥、例年之通役所へ指出申候間、皆様御心得ニ懸御目申候、御順覧可被下候、以上

正月十五日

加藤孫三郎

九郡宛

筒粥別紙ハ前ニ有略ス

(四一)

以廻状得御意候、不存寄候処、別紙之通被仰渡難有仕合奉存候、右之段為御知得御意候条御順覧可被下候、以上

正月

小宮山次郎衛門

九郡宛

(三八)

*筒粥 つつがゆ。小正月などに、粥に竹筒や茅を入れて炊き、筒の中に入った米粒やおもゆの量によってその年の農作物の豊凶や月々の天候を占う神事。

(三九)

*村松阿漕浦 むらまつあこぎがうら。現東海村村松にあり、川ではなく自然の湧水を水源とする池。

*一網曳 村松阿漕が浦は村松大神宮の御手洗で漁獵を禁ぜられていた。伊勢阿漕が浦になぞらえ、通年十三日(または十四、十五日)玉里村または玉造村、柏崎村の漁師が神事として網を引いて取れた魚類を記録し神供とした。

十二月廿五日

一、 小宮山次郎衛門

御奉公無懈怠出精相勤候二付、取米御足目物成五拾石本知御尤被下置旨被仰出者也

一、 絹壹疋 小宮山次郎衛門

右八御弘山之儀二付、掛リ手代共へ申付も行届、別而辛勞存大儀候二付、為御褒美絹被下置候事

(四二)

以廻状得御意候、野妻儀今朝女子致出生候、仍而定式之産穢相引罷有申候間、此段為御知申候、諸御用之儀者忠次郎殿へ御申合致候事二御座候、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

十二月廿日

岡野庄五郎

九郡宛

(四三)

支配無勤手代清水小八郎永之御暇願指出候付申出候処、願之通相濟候旨御達二付、去ル十六日永之御暇申付候、此段得御意候条御覽御順達可被下候、以上

十二月十九日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(四四)

支配郡司左兵衛へ御用之儀有之候条、昨廿五日召連登 城并扱下之儀二付御用有之候間登 城可仕旨、一昨廿四日御奉行衆御連名二而申来候付致出仕候処、左之通被仰渡於拙者難有仕合ニ奉存候、仍此段為御知得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

十二月廿六日

小原忠次郎

(四一)

*無懈怠 けたいなく。怠けることなく。

*足目 たしめ。足目は足高(ただし)のこと。足高とは各役職毎に一定の基準高を定め、その役職に就任した者の家禄が基準高に達しない場合、その不足分を在職期間中に限って支給したものを。

*物成 ものなり。田畑本年貢のことで、物成の算出の方法は石高に年貢率を乗じて決定される。

*本知 ほんち。もとからの知行。家臣に対してもとから与えられていた知行地・蔵米などの知行をいう。

*御弘山 山林の立木を競売にかけて売払うこと。

(四二)

*野妻 野(や)は品位が落ちること、いやしいさま、野卑、卑俗の意であり、自分の妻をへりくだっていう。

九郡宛

一、

此度、留附列二召出常葉御郡方手附被仰付、米八石式人扶持被下置候条、諸事念人可相勤者也

但、御奉行支配御郡奉行可為指引事

郡司左兵衛

(四五)

一、三百疋

菅谷村*

郷医

友碩

右之者家業出精昼夜無間断広致療治候由相聞奇特之至二付、仍之為御褒美御金被下置候条、此上致出精候様可申渡者也

(四六)

八蔵事

栗林善左衛門

右之通支配改名致候間、此段為御知申候、乍御世話御順覽可被下候、以上

正月

九郡宛

石川儀兵衛

(四七)

御用之儀有之候条、支配石川庄吉召連昨廿五日登 城可仕旨御奉行衆御連名二而一昨廿四日申来候処、

(四二)

*産穢相引 産穢(さんえ)は、出産の時その子の父母の身にかかるけがれ。父は七日、母は三五日間とされ、この期間ふつうは出仕などを差し控えた。

(四三)

*永之御暇願 暇(ひま、いとま)は勤務・奉公を休む間、休暇、特に雇われている者の場合をいう。永の暇願いは辞職を願うこと。

(四四)

*出仕 しゅっし。民間から出て官に仕えること。仕官。官庁勤め。また、勤めに出ることをいう。

*手附 てつけ。郡奉行所の役人の一種。農民から取り立てられた手代との間には身分上の区別はあるが、職掌上の区別はない。

(四五)

*菅谷村 すがや村(那珂郡)。常葉組に属する。現那珂市菅谷。水戸から太田に通ずる棚倉街道の宿場であった。

拙者痛候処有之候、出仕相成かね候付忠次郎殿御同道ニ而指出申候処、左之通被仰渡於拙者難有仕合ニ奉存候、仍此段為御知得御意候条、乍御世話御順覽可被下候、以上

十二月廿六日

藤田次郎左衛門

一、

石川庄吉

此度、留附列ニ召出浜田御郡方手附被仰付、米七石式人扶持被下置候条、諸事念入可相勤者也
取米御扶持并御加恩今以被下御奉行支配御郡奉行可為指引事

(四八)

以廻状得御意候、竹内勘兵衛等別紙之通被 仰渡於拙者難有仕合ニ奉存候、仍為御知得御意候条御覽
御順達可被下候、以上

正月

小宮山次郎衛門

九郡宛

十二月廿五日

一、

竹内勘兵衛

此度、格式留附列被遊御郡方手附被召出、米八石三人扶持被下置候条、小宮山次郎衛門得指引可相勤者也

御奉行支配可為事

一、

小田倉宇八

此度、留附列被召出紅葉御郡方手附被 仰付、米七石式人御扶持被下置候条、諸事念入可相勤者也
御奉行支配御郡奉行可為指引事

(四九)

一、二百疋

小宮山次郎衛門役所

御郡方調役

川又半藏

一、五百疋

同平手代

荒井五左衛門

一、貳百疋ツ、

同断

奥谷六左衛門

同断

長谷川儀七郎

右之者共御払山掛り申付、何角骨折致太儀候由相聞候付、為御褒美御金被下置候条、為取可申事

十二月

一、金壹両

小宮山次郎衛門役所

御郡方

長谷川儀七郎

右之者、扱下於御立山江戸御普請方御用材木木取之儀ニ付、去冬より引続御山内へ相詰、夫々ニ申付運も宜敷、何角骨折候由相聞候付、為御褒美本文之通被下置候条為取可申事

同

大森庄次衛門

一、金百疋

右之者、扱下於御立山御普請御用材木木取等之儀ニ付、御山内へ相詰夫々ニ申付運も宜敷何角骨折候由相聞候間、為御褒美本文之通被下置候条為取可申事

一、青銅五貫文

小宮山次郎衛門扱下

(四九)

*御立山 おたてやま。藩有林で住民の利用がきびしく禁止されたものをいう。その管理は郡奉行所の役人が担当したが、郷村で直接管理に当たったのは山横目(大山守)であった。

秋葉村

大山守

秋葉友衛門

玉造村

大山守

白井小衛門

右之者共御山弘申付、何角骨折致太儀由相聞候付、為御褒美青銅被下置候条為取可申事

(五〇)

正月十五日仕出御用

- 一、浮役見取鏝書出忝枚、永引等書出忝枚、船数書出忝枚、都合三枚大吟味方へ指出候事
- 一、滑川村義之衛門等手負一件、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、高貫村寿福院浄るり祭文故障之有無無之旨、寺社役中へ及返書候事
- 一、西宮村百姓武兵衛娘乱心之儀廻状忝通、常わ組へ相廻候事
- 一、御收納鏝俵作り之儀廻状忝通、同所へ返候事
- 一、石塚村祐介被盜品之廻状忝通、増井へ返候事
- 一、村松筒粥申出并阿漕浦曳網申出都合忝通、前留之通御用人衆へ指出候事
- 一、村松筒粥廻状常わ組へ相廻候事

(五一)

以書付致啓上候、^{*}上高場村鎮守明神御立山二而、樫元木三本御舟手方御用、至極差急伐取申度旨先達而御掛合申候所、未御挨拶無御座指支申候間、^{*}早速御答被仰付候様致度、又候及御掛合申候、仍而此段得御意度如斯御座候、以上

(五一)

^{*}上高場村 かみたかば村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市高場。

^{*}又候 またぞろ。なんともう。もう一度。同じことがあるのに新たに同様なことが出てきた時にあきれた気持ちを表す。

正月十六日

所吉十

蓮田藤助様

清水茂三郎様

追啓、本文之外杉杓本廻り式尺三四寸、是又右御立山ニ而伐取申度存候間、檜元木一同可被仰付候、以上

右、故障も無之候間、及返書候事

(五二)

加藤孫三郎へ

文化五辰年

一、額田村長次平等拘同村喜平其外、右已下之者共迄申渡書

同年

一、内田村庄三郎等大赦申渡書

右之通御留御用ニ付可被指出事

(五三)

以書付致啓上候、扱下高貫村於寿福院薬師開帳ニ付、院内為賑合浄瑠璃祭文為致度旨願出候所、物真*似一通り之軽キ事故、御筋迄御申出ニも及間敷と御懸合ニ付早速村方頼候所、右一条にて異り候事も無之候へハ何等故障も無之候間、御濟ニ而も可然存候、仍而此段及御報候、以上

正月十六日

加藤孫三郎

一瀬藤兵衛様

(五二)

*大赦 たいしや。赦は国家が恩恵として罪人にかげられた刑罰をゆるすこと。

(五三)

*物真似 人や動物などの音声・身振り・しぐさをまねること。また、その興行物。

(五四)

別紙之通庄介殿より好御座候間、御書出可被成候、以上

正月八日

九郡宛

浜田組

何村

内何程夫金丸半年(季)キ御免 但、定御免之意味共

高何程

丸定免・土免*か、抜定免か、片書ニ可記

田何程

本取

内何程荒地*

幾ツ取

但、丸定免之村方も本取ヲ可記、若古定免等(五)ニ而本取急ニ不相分候ハ、定免親取ヲ可記

内何程雑石丸半年キ御免 但、定御免之意味共

畠何程

本取

内何程荒地

幾ツ取

但、夫金雑石とも一村御免ニ候ハ、村之片書へ可記

一、右、田畠わけハ簾々認候ニ不及一村田畠高ヲ寄候而可記

一、右、荒地ハ定而大図ならてハ相分り申間敷候間、是迄大図糺置候面ニて宜候

一、新田分ハ高計ニ而宜有之候

一、百姓家数何軒 一、水呑同断

人別何人内男 一、寺社人同断

女

牛馬何疋

一、御立山町歩何程

(五四)

*好(御好) このみ。望み。えりこのみ。注文。

*定免 じょうめん。年貢収納方法の一つ。その年の稲の収穫量を検査して年貢額を定める検見取に対して、過去五〜一〇年間の収穫量を平均して年貢額とし、三〜七年程度の一定期間は豊凶にかかわらず定額を収納すること。

*土免 どもん。つちめんともいう。年貢額を決定する方法の一つ。地味の厚薄、すなわち土地の善悪を基準として年貢額を決定するもの。

*荒地(分) あれち。荒(あれ)は未開の原野ではなく、かつて耕作されていた荒地を指す。永荒・年々荒・当荒・付荒など長期・短期の荒地が見られる。

*夫金 ぶきん。夫銭と同じ。百姓・町人が領主に対して納める夫役(人足役)を金銭で代納したもの。米で代納するものを夫米という。

但、老ヶ所切二ハ及不申候、一村之惣町歩にて宜候

一、獵師何人

内何人無筒

一、要心筒何挺

一、郷士名前禄高并百姓之内帯刀名字御免永地拝領之者(姓)名帳末へ可記

一、家数人別牛馬高ハ帳末へ惣寄可記

一、御立山町歩も右同断 一、稗高右同断

一、御役元金高帳末へ可記

(五五)

中山道守山宿人馬賃銭割増之儀、別紙之通御目付鶴殿平七より書付被相渡候間、則相廻申候、以上

正月十二日

九郡宛

藤田次郎左衛門

御郡奉行より組附触頭迄一紙

一、青山下野守殿より御城付共へ一紙にて御渡候御書付写

今度中山道守山宿困窮ニ付、人馬賃銭割増銭左之通可請取旨申渡

来巳正月より寅十二月迄拾ヶ年之内人馬賃銭壹割半増申付置候所、

尚又来巳正月より酉十二月迄五ヶ年之間三割半増都合五割増

右、割増銭申渡候間、可被得其意候

右之趣、向々へ可被相触候

辰十二月

右、御目付鶴殿平七より支配之末々迄達候様ニとの事

(五四)

*要心筒 ようじんづつ。用心鉄砲のこと。盜賊に備えるため村方より百姓・庶人に預けることが認められた鉄砲。

*郷士 ごうし。農村に居住し武士的身分を与えられた者の総称。一般に正規の家臣より一段低く扱われたが、給地を与えられ軍役を負担するなど藩家臣団の一員として位置づけられる。

(五五)

*組附触頭 組付(くみつき)は組子と同じ。徒組・弓組・鉄砲組などの組頭の支配下の者。触頭(ふれがしら)は法度、禁令、触書を伝達する役職で、触は為政者の法令などを世間に広く布告すること。

*青山下野守 青山忠裕(ただひろ)。幕府老中。丹波篠山藩六万石四代藩主。天保七年三月二十日、六九歳で死去。

(五六)

以書付致啓達候、扱下諏訪村祭式掛り合一件二付、右拘り之者刑当旧冬指延置候所、来ル廿三日御指合も無之候ハ、取計申度存候間、否御報早速可被仰付候、此段得御意候、以上

正月十八日

加藤孫三郎

*松本七郎衛門様

右、承知候旨返事廿一日来候事

(五七一)

乍恐書付を以奉御訴候事

一、木綿黒羽織男もの沓ツ

但、紋だき茗荷浅郡内嶋

一、茶嶋木綿綿入同沓ツ 但裏千艸

一、茶ひろふと木綿裕同沓ツ 但、紋左三ツ巴

一、そら色木綿ゆかた女物沓ツ 但、紋薦ノ葉

一、嶋おふめ裕同沓ツ 但、裏千艸

一、黒木綿合羽同沓ツ 但、裏麻白地

メ六品

右、当村百姓茂左衛門と申もの、去ル廿二日昼家内不残山へ罷出候跡へ忍入、件之品々長持へ入置候を相破り被盜取候、乍恐右之段奉御訴候、何卒御仁恵之御儀を以早速御下知之程奉願上候、以上

文化六年巳正月

長砂村

庄屋 伝左衛門

与頭 四人

御郡御奉行所様

(五五)

*中山道守山宿 中山道の近江守山(もりやま)宿で、幕領であった。中山道は板橋より守山までの六七宿で、距離は一二九里余。草津・大津を加えると六九宿となる。

(五六)

*諏訪村 すわ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市諏訪・西成沢・多賀・桜川町付近。諏訪川沿いにあり西は多賀山地丘陵となっている。東南縁を岩城相馬街道が通っている。諏訪川上流には良質な縞青の寒水石が取れ、御用石となっていた。

*松本七郎衛門 松本忠徳。寺社奉行。松本忠移の長男。文化六年十一月二十七日、三三歳で死去。

(五七一)

品書、前二有略ス

扱下長砂村百姓茂左衛門と申者宅へ去ル廿二日昼家内不残山へ罷出候跡へ何者共不知忍入、前書品々長持より取出被盜取候旨村方より訴申出候付、此上手懸り相尋候様村方へも相達、御山横目共へも質屋等心ヲ付候様申付、同役共へも申合候へ共、此段御心得ニ申上候、以上

正月

加藤孫三郎

惣郡へ之廻状指出候所、留二略ス

(五八)

以書付致啓上候、余寒退兼候へ共弥御安全可被成御座候、珍重奉存候、然者養父耕雲久々病氣ニ罷有候所、去ル十四日相果申候、右ニ付先之役南御郡方相勤候砌、役御切米御座候由ニ而、病中より郡司左兵衛相頼御懸合申候所、於御役所も御切米帳何へ歟紛入御分りニ成兼候趣、尤当人手扣等にて成り共相分り候ハ、勝手次第相請取、追而御沙汰可申振御挨拶も有之候由、旁左兵衛より申聞候付、委細致承知候、仍而此度御金方得卜相糺候所、別紙書拔之通ニ御座候、右之内春貸丈ケ三両相済候義ニ御座候、就夫請取手形之儀御金方問合候所、南組二者御座候へ共御引替故其御役所人別ニ御座候間、其御頭様白紙御印形ニ而相渡可申趣ニ付、御金方へ之仕出書、是以右役所問合下書相廻申候間、右之振にて御認白紙へ御印御添御廻被下候様宜御取扱之程偏ニ奉頼候、右旁以飛脚得貴意候、宜御相談被成下御取扱被下候様仕度如斯御座候、以上

正月十八日

高田伝衛門

武田伴助様

(伴衛門)

小松崎伴助様

(五八)

*余寒 よかん。立春後の寒さ。寒が明けてもまだ続く寒さ。残寒。

*切米 さりまい。蔵米取の旗本・御家人が受け取る俸禄米のこと。各藩家臣団の蔵米取についても、その俸禄を切米と称した。

*御頭様 おかしらさま。軽輩の者がその統率者に対していう敬称。水戸藩では郡奉行のことを部下の者が御頭様と呼んでいた。

(五九)

覚

仕出下書

金三兩

弓削佐内

手代 壹人

右、死亡ニ付何レ納之内、去ル酉夏貸之内より御渡可被下候、以上

正月

石神御郡方

(六〇)

覚

安永五申より同七戌迄

金拾五兩余 大凶

内六兩式分 是者、安永七戌二月江戸登り并文公様御在国之節拝借之分共

残金九兩程

右、御金方渡り帳之面、残金大凶ニ前書之通有之趣、御心得書拔掛御目申候、以上

正月

右、白紙手形并仕出書付添為及返書候事

(六一)

御書付致拜見候、介川村溜池御普請之儀ニ付、委細被仰聞候趣致承知候所、大雨之節上山より流候水

纏候而両沢より落込候溜池故、手段ヲ替敷度御普請致候へ共保兼、去ル寅年ニも悪水吐大破ニ付、同

暮溜池相潰水懸り田方之内畠方ニ代替之儀御奉行衆へ伺出候所、如何様ニも御普請致候様御達ニ付、

(六〇)

*文公 徳川治保（はるもり）。水戸藩六代藩主。徳川宗翰の長男。明和三年三月二十五日襲封。学問文事の振興に努めた。文化二年十一月一日、五五歳で死去。

(六一)

*介川村 助川村と同じ。（二六）助川村を参照

去々卯春中過分之人足相懸仕上候へ共、又候往還ニ致置候堤江押抜大破ニ相成候儀ニ御座候ニ付、思召之溜溜池ハ相潰候而可然存候へ共、右往還如元御普請致候儀ニ候へハ、過分之人足も相懸リ候間、通行之人馬怪我等無之迄ニ仮道繕可然存候、扱又溜池相潰候へハ田畠成替り過分之石辻ニ候間、田方ニ而据置御取付ニ而勘弁ハ相成間敷哉之旨被仰聞候所、右田方之儀者穴田・籠田等ニ而水保不申、年々旱枯ニ罷成、地主共も追年相傷、随而小検見引方も過分相立候土地方故、溜池成就致居候而も畠方ニ相願度旨村方より申出も有之土地方ニ候間、外ニ用水之手段出来候而も、田方ニ而居置候儀者不相成場所ニも候へハ、畠方ニ改替候外無之候条、右之御了簡を以御奉行衆より之御達早速御指出ニ罷成候様御取扱ニ致度此段得御意候、以上

正月

桑原善四郎様

加藤孫三郎

尚々、本文溜池潰レニ相成候へハ、上溜計之用水ニ相成、是迄さへ水不足之場所ニ候へハ、田方畠ニ改替候外無御座候、尤減石も多相立候事ニ候へハ、田方ニ而居置御取付等ニて畠御年貢ニ摺合候様なと取扱振ハ有之間敷敷、尚又相糺了簡振ヲも得御意候様、委細旧冬仁衛門へ被仰聞候由ニ候へ共、畠方より御城米上納仕候様ニ而ハ難渋指見候事ニ御座候間、左様ニハ難取扱、是迄之畠作半亡之場所迎も、弥此上水之手無之上ハ是非畠ニ改替不申候而ハ不相成義ニ御座候間、此上相糺得御意可申様も無御座候、畠ニ改替可申石高之儀ハ先達而調役見分之上、大凶寅暮中申出候通ニ候へ共、猶又相成丈ケハ相減候様取扱可申所、溜池潰ニ相成候上ハ、外ニ了簡之致方も無之候間、溜池御止等之儀、早速御筋より御達御座候様御取扱ニ致度存候、以上

(六二)

覚

役所見習

(六二)

* 田畠成替り 田で用水が掛からず地目を畠(畑)にすることを藩に願つて変更すること。

* 穴田 あなた。穴が空いた田で水が抜け、保水できない。

* 籠田 かごた。籠田とは竹の目籠の底に水が保たないように、日照りの時にいくら水をまいても地に漏つて実らないというもので、籠のように小さい隙間があり、底から水が抜ける田のこと。

* 小検見引方 こけみひきかた。水戸藩では年貢賦課は検見法をとつていたが、享保年中より部分的に定免制を始めた。その場合、三分以上の損毛があった時には村役人の願いにより小検見を行つて年貢率を減じた。

* 見分 けんぶん。検分とも書く。情況を査察すること。立会つて検査すること。

此御済口末ニアリ、但、三月中迄御済口ニ成ル

右者、村々用水江堰溜池御普請并往還道橋稗御蔵新キ御普請・御立山下蒔植立其外穿鑿もの土地方御用御收納勘定取調等にて支配相廻兼候上、御城米納懸御蔵地等へも指出置、殊ニ去暮中御新葬より御法事御用等ニ数日取懸り置候故、諸御用甚相後レ居いつれにも相廻兼指支申候間、右之者當時より来ル四月中迄御雇御済被下候様仕度此段奉伺候、以上

正月

加藤孫三郎

(六三)

正月廿日仕出御用

- 一、森新五郎御雇伺、前留之通御奉行衆へ指出候様印末にて権蔵方へ遣候事
- 一、長砂村茂左衛門被盜品、前留之通御奉行衆へ申出并廻状ヲも差出候事
- 一、守山宿賃錢割増之儀廻状、常葉組へ相廻候事
- 一、庄介好之村々高辻等書出候廻状忝通、右同断
- 一、砂沢村長左衛門等飢人御扶持相済候、為知吟味方へ指出候事
- 一、友部村庄屋改名ニ付白庭穀留番等へ合判忝枚、別留之通御目付方へ指出候事
- 一、無検見御褒美稗并口米請取手形式枚、御裏判取候様遣候事
- 一、介川村溜池潰之儀、前留之通大吟味役中へ及返書候事
- 一、助川村池田屋喜兵衛納石灰、当早春納候様御普請方より達有之由之所出来兼候付、来月迄日延願指出候付、御普請方へ支配より為及懸合候事

(六二)

*指支 さしつかえ。差支とも書く。ある行為の障害となること。

(六三)

*飢人御扶持(稗) 生活が困窮し、親類・縁者もなく食料にも事欠く領民に対して、村からの願いにより扶持として、稗を男一人につき一日一升ずつ、女は六合ずつを支給した。

*白庭(村) うすば村(多賀郡)。松岡領に属する。現北茨城市磯原町磯原。大北川下流左岸の平地に位置する。東端を岩城相馬街道が通り、渡船場があった。

*穀留番(所) こくどめばんしよ。白庭村に宝永六年に置かれた。水戸藩は領内の穀物統制をはかるため城下出入りの穀物の監視、他領の穀物の移入の取り締まりを行う所。

*御裏判 おうらばん。手形・証文の裏面に保証人が表記事項の保証印または花押をしたもの。

(六四)

覚

一、稗式拾六石三斗五合

此手形壹枚

一、米式石壹斗七升九合

此手形壹枚

右、扱下去辰年田方無検見村々申出候上、御物成稗并口米前書之通為御褒美被下置候間、手形仕出申候条御裏判相済候様致度奉存候、尤此段吟味方江も御断可被申候、以上

正月

加藤孫三郎

(六五)

覚

糶七拾俵

但、四斗式升入

此人数參拾五人

此ノ手形壹枚

右、養老之思召を以九拾才已上之者へ、壹人二付壹ヶ年糶式表ツ、被下置候付、当巳年分請取手形仕出候条、御加裏判相済候様致度奉存候、尤此段吟味方へも御断可被申候、以上

正月

加藤孫三郎

(六六)

覚

一、鑑四貫文

一、同千六百八拾五貫五百文

村松東方村

久慈村*

(六三)

*石灰 せっかい、いしばいともいう。石灰石や貝殻を焼いてつくる。古くから漆喰として用いられたが、近世では肥料としても使われた。

(七一七) 石灰会所を参照

(六五)

*御加裏判 裏判とは文書の文言を承認・保証するために文書の裏に記す花押。また、加判(かはん)とは文書に当事者や責任者の右に署名し捺印すること。また、連帯責任者、証人として連署することをいう。

(六六)

*久慈村 くじ村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市久慈・水木・大みか町付近。久慈川・茂宮川河口の北岸に位置する。東は太平洋に面し、北西側は多賀山地丘陵につながり、西端を岩城相馬街道が通っていた。漁業が盛んであった。

一、同九百四拾七貫三百四拾文

一、同五千九百四拾八貫五百四拾文

一、同四千九百六拾六貫四拾文

一、同貳百五拾八貫四百文

一、同三百九拾八貫五百文

一、同百六拾六貫六百文

一、同五千五百拾六貫七百八拾文

外貳万三千四百六拾四貫貳百八拾貳文、去々卯七月より同十二月迄之分

メ鑿壹万九千八百九拾壹貫七百文

指引メ三千五百七拾貳貫五百八拾貳文 卯二辰減

右、石神御郡下浜々、去辰七月より同十二月迄之内漁高、前書之通御座候、以上

巳正月

大吟味役様中

加藤孫三郎

水木村

河原子村

会瀬村

滑川村

田尻村

折笠村

川尻村

(六七)

以書付致啓達候、去十一月中扱下常福寺村畠藪にて博奕相催候所、御扱下茅根村長三郎と申者相加候付、委細旧冬及御懸合置候得共、拘之者共刑相目論及御相談候条、御存意御削添にて被仰聞候様にと存候、尤扱下拘人共の儀者身上相糺候上、為致刑目論候間、茅根村長三郎儀も行状御糺之上、宜敷御取扱被成候様にと存候、依而口書并刑目論相添此段得御意候、以上

正月二十日

加藤孫三郎様

* 入江忠八郎

(六七)

*常福寺村 じょうふくじ村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市常福地町。村内を棚倉街道が通つていた。

*茅根村 ちのね村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市茅根町。

*存意 ぞんい。心持ちのあること。考え。

*入江忠八郎 入江正身。大里郡奉行。入江正敏の養子。小宮山楓軒の実弟。弘化四年二月十四日、七六歳で死去。

(六八)

以書付致啓達候、然者扱下上坏村平藏と申もの旧臘十七日夜被致殺害着類等被盜取候所、仕業人等も不相知、併夏海村出富七与申もの其頃隣村ニ徘徊致候由之処、平藏変死後ハ行方不相知尚疑敷次第も相聞候付、捕方之者申付当時指出置申候所、御扱下大島村十兵衛与申者も右仕業ニ加り候歟の風説も有之、御町方ニ而も捕方ニ罷出候由風聞も御座候所、是迄上坏辺にて見当候者も無御座候由ニ候へ共、右十兵衛行状等如何様之者ニ御座候哉、村方御糺之上被仰聞候様致度此段得御意候、以上

正月廿日

石川儀兵衛

加藤孫三郎様

(六九)

覚

一、金三分 横堀村 一、金三分 上高場村

儀介

久藏

右之通、獄扶持代相滞候付、穀屋共へ扱方ニ指支候付、来ル廿二日迄ニ相納候様御達ニ致度候事

正月廿九日

御町方

石神御郡方

(七〇)

金百疋宛

(六八)
*旧臘 きゅうろう。臘は陰曆十二月。去年の暮れ。

*捕方 とりかた。罪人を捕らえる役人。捕手(とりて)。

*大島村 おおしま村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市東石川・東大島付近。中丸川の左岸に位置する。

*御町方 町奉行所のこと。水戸城下の上町・下町を支配した。二人役。

(六九)

*獄扶持代 牢扶持代のこと。

(二三) 牢扶持代を参照。

*穀屋 こくや。穀物を売買する家。

蓮田藤助

長山作左衛門

清水茂三郎

桑名宗兵衛

照沼伴五郎

去辰年中之日々精勤致大儀候付、御掛り衆へ伺之上、前書之通役処金之内より被下置候御心付為取候もの也

右、巳正月廿二日申達候事

(七一)

扱下額田村久三郎与申もの、去八月頃飯島村器八於宅ニ致博奕候趣相聞候付、内々相糺可申上旨御達ニ付、為相糺候所、遠路之事故相分り不申候、尤此者前々ハ右悪遊等へ加り候儀も御座候得共、近頃村内等にてハ相慎候趣ニ相聞申候、乍去馬口^{*}勞商売仕多くハ在宿不仕候間、出先之儀者難計奉存候、當時も去暮中より何方へ坎罷出、只今以帰り不申、仍而此段申上候、以上

正月

加藤孫三郎

(七二)

以書付致啓達候、扱下高貫村寿福院薬師開帳ニ付淨瑠璃祭文願出候所、故障も無之段先達而得御意候付御済口御達被成候由にて、寿福院へ之御配符御遣ニ付、早速可相届内々承り候得ハ、右淨瑠璃祭文ハ約束違にて香具^{*}輕業^{*}為致度旨相聞候間、村方へハ屹卜指押候付、御役所よりも其段御書加御達被下候様此段得御意候、仍而御配符ハ致返却候、以上

正月廿五日

加藤孫三郎

松本七郎衛門様

(七三)

御書付致拜見候、御扱下上坏村平藏与申者旧冬十七日被致殺害候所、仕業人も不相分候得共、扱下大島村十兵衛と申すものも右仕業ニ加り候坎之風説も有之ニ付、右十兵衛身上相糺可得御意旨致承知候、仍而為相糺候処右名前之もの村方ニ無之、勿論喜十与申者村出致居行衛不相知候所、此者逆も是迄悪

(七一)

*馬口勞 ばくろう。は博勞、馬喰とも書く。牛馬の売買をする商人。馬口勞を通して牛馬の使用が普及し、城下には馬口勞町が成立した。

(七二)

*香具 香具師(やし)の略。祭礼または縁日などの人出が多い所で、路上で見せ物を興行し、また粗製の商品を言葉巧みに売るのが業とする者。

*輕業 かるざわ。身軽に高く飛んだり、難しく危険な動作を軽快にやりこなすこと。それを演じる芸人を輕業師という。

事等致候者二も無之、外二右等へ加候者心当り無之旨申出候、右之趣可得御意如斯御座候、以上

正月廿五日

加藤孫三郎

石川儀兵衛様

(七四)

御書付致拜見候、扱下茅根村長三郎与申者去十一月中御扱下常福寺村畠藪にて致博奕候二付、外拘り之者刑目論口書壹卷御廻二付致拜見候所、何之存寄も無之二付、則長三郎儀も身上糺之上刑目論御廻申候間、猶御存意も御座候ハ、被仰下候様致度口書等一卷致返進此段得御意候、以上

正月廿五日

加藤孫三郎

入江忠八郎様

(七五)

正月廿五日仕出御用

- 一、御普請方納竹代旧冬廻候所、仕出書付不相廻候付、則仕出受^{*}弘方へ相廻候事
- 一、高貫村寿福院淨瑠璃祭文之儀、前留之通寺社役中へ及文通候事
- 一、養老被下刎請取手形壹枚并手形御断壹枚遣候事
- 一、無検見御褒美稗等手形御断、前留之通御用人衆へ指出候事
- 一、白羽村六蔵被下鏢手形、御裏判取二遣候事
- 一、右六蔵御達書、御奉行衆へ致返上候事
- 一、浜々漁高書出壹枚、前留之通大吟味方へ指出候事
- 一、額田村久三郎博奕内糺之儀、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、額田村喜兵衛等裁許申渡書写御留御用指出候様先達而御達二付、書扱御奉行衆へ指出候事
- 一、茅根村長三郎博奕致候付刑目論口書壹通添忠八郎方へ相廻候事

(七五)

*受弘方 うけはらいかた。郡方の
伺書を受け取り藩諸役に届け、決定
を郡方へ渡す係。

一、大島村十兵衛と申者名前無之段、前留之通石川儀兵衛方へ及挨拶候事
右、受払方へ遣ス

白羽村観音寺并大聖院材木願申出之通り御濟口之旨願御下ケ御達候事

一、小木津村稲峯寺材木願故障之有無申出候様 願書御下ケ御達候事

一、大沼村忠次・小木津村善三郎受状当人より村方へ申越候振も有之付、又々請状添村方へ届候様御
目付方より達有之候事

右三行、受払方より配符にて申来候事

(七六)

以廻状致啓達候、今般不存寄之所、別紙之通被仰出難有仕合奉存候、仍此段得御意候所、乍御世話御
順覽可被下候

十二月廿七日

九郡宛

此廻状廿八日大里へ廻ス

石川儀兵衛

(七七)

*大里(組) おおざとぐみ。水戸藩の郡制改革で享和二年に太田組を大里・大子組に二分して成立した。大里組の陣屋は大里村(現常陸太田市大里)に置かれ、郡奉行は初代入江忠八郎、以後代々天保元年まで続いた。管轄は久慈郡五八ヶ村、那珂郡六ヶ村の計六四ヶ村であった。

一、 石川儀兵衛

御奉公無懈怠出精相勤候付、新地物成百石被下置旨被仰出もの也

取米御扶持ハ上ル

(七七)

俊祥院様御*通棺之節駅場等へ罷出候支配等勤向并日数共御申合いたし申出候様、今日御奉行衆より御
達御座候間、宜御取調近々御申出可被成候、仍而此段得御意候条早々御順達可被成候、以上

(七七)

*御通棺 徳川家の葬儀で、棺を瑞龍山墓所へ送ること。

正月十五日

小原忠次郎

四郡宛

比廻状廿八日大里へ廻ス

(七八)

以廻状得御意候、諸職人改元帳年々御普請方へ相廻置候所、右元帳之外扱下小細工相成候百姓共迄役所へ懸合も無之、右役所より追々呼出召仕候付、別紙之通御普請方へ及懸合候儀御座候、御相談之上可申遣候所、又々呼出參候而ハ故障ニ相成候間、先ツ一名ニ而申遣候、右之儀ニ付而ハ先年も御普請方へ懸合候振も有之由御留御見当り御座候ハ、被仰遣可被下候、以上

正月廿五日

小宮山次郎衛門

九郡宛

此廻状廿八日大里へ廻ス

(七九)

以書付致啓達候、郷中諸職人役所より相廻置候元帳之外村々小細工相成候者共迄追々御呼出御召仕被成候由之所、去辰八月中御奉行衆より御達之趣も御座候付、村々へも相達職分相成候もの追々吟味為仕、当已元帳へ相加可申者も有之候所、役所ニ而相改相廻置候元帳之外御役所より直ニ御呼出有之候様ニ而ハ故障之筋も御座候間、已来改元帳之外職分致候もの及御聞有之候ハ、村方へ不被成御達先ツ役所へ被仰聞候様致度存候、尤村々へも右之趣申達置候間、御呼出にても直ニ者不指出候間、兼而御心得ニ致度候、仍而此段得御意度如斯御座候、以上

正月廿日

小宮山次郎衛門

御普請奉行様中

(八〇)

覚

一、木綿かや壱ツ

一、ふとり裕羽織壱ツ

一、木綿縮目引単物壱ツ

一、麻かや弐つり

一、麻帷子壱ツ

一、木綿形付目引単物壱ツ

メ七品質物ニ預リ之分

一、木綿綿入弐ツ

一、同単物弐ツ

但、花色^{*}千草無地

一、同羽織壱ツ

一、白木綿壱反

一、同裕三ツ

一、同単物壱ツ

メ拾品 平蔵所持分

右、上坏村平蔵と申者所へ旧臘十七日夜強盜押入、右平蔵ヲ致殺害前書品々盜取逃去候所、更ニ手掛

り無御座候間、御扱下之質屋等寄々御糺可被下候

正月

増井組

九郡宛

(八一)

以書付致啓達候、沢村一乘院倅主計牢扶持代^{*}弁納之儀、旧臘得御意候所、今程先之御達相濟候義ニも有之候哉、否被仰聞候様致度此段及御掛合候、以上

正月廿四日

松本七郎衛門

加藤孫三郎様

(八二)

(八〇)

*目引 めびき。地色や模様などが色あせたり汚れたり、流行遅れとなったりしたものを色揚げすること。また、はじめの模様や縮柄などが隠れないようにして染め変えること。

*麻帷子 あさかたびら。裏なしの麻の単物。夏季衣料として広く着られるようになった。

*花色 はないろ。縹(はなだ)色、花田色ともいう。青の古名で、藍だけて染める純正な青。

(八一)

*沢村 さわ村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市佐和。村内を通る岩城相馬街道の駅所であった。

*弁納 べんのう。年貢未納の百姓が出奔した場合、親類・五人組または村役人がその年貢を弁済すること。

以書付致啓達候、御引訳已來村々用水御普請材木之儀者、他御扱下にても前々之振を以最寄御立山より伐取之筈、去ル亥正月中御寄合ニ而御申合致候付、扱下里野宮堰場并江下村々共二前々之振を以高貫・田渡辺御立山より伐取申度ニ付、其旨御山横目共へも御達被下候様其御懸合之上、是迄年々御入用之節ハ相納來候所、此上御役所より御達無之候而ハ相納兼候趣、幡村御山横目申聞之由、件之通前年御申合之上御山横目共へも御達置被成候儀と相見候へ共、今更右等之儀ニてハ指支候義ニ御座候間、初發御申合之通堰場并江下村々御用共ニ相納候様、又候御達置被下候様致度此段及御懸合候、以上

正月廿五日

加藤孫三郎様

入江忠八郎

(八三)

以書付致啓達候、然者御扱下土木内村山横目等へ別紙之通、昨廿四日 御城へ登城にて御達御座候間、御廻申候条宜御取扱可被成候、以上

正月廿五日

加藤孫三郎様

小原忠次郎

本来崎村庄屋善左衛門義、伺之通於役所可然取扱候様御達候事

- 一、渡部源次衛門御休ニ相成候年号月日書出候様御目付方より達御座候間、御申出可被成候
 - 一、白方村榮太等別紙之通御目付方より達御座候間、御申出可被成候
- 右、受払方より頭書にて申來候事

石神白方村坪名

岡と申所 常衛門

右弟

栄太

右兩人同居為致指置候、兩人共独身ニ而罷在候、尤常衛門義前々ハ鍛冶屋職致相応ニ相暮今以右職少々致候由

右、相糺候様御目付方より達

(八四)

森新五郎御雇伺之儀、来ル三月中迄御済口、当月廿四日御達之旨戸田八郎等より申来候事

(八五)

元松岡御代官手代

渡辺源次衛門

右之者御休ニ相成候年号月日書出候様御達し御座候所、安永七戌五月七日御休ニ相成候、仍而此段申出候、以上

二月

御目付様中

加藤孫三郎

右廻状ニ付、扱々区々之付札ニ候付、相談之上、紅葉・鷺子兩扱計自分くより申出候筈相決候付、役所ニ而ハ指而拘りも無之候付、付札等ハ爰ニ略ス

(八六)

覚

式人御扶持

役所出入

森新五郎

(八五)

*紅葉・鷺子兩扱 紅葉(もみじ)組・鷺子(とりのこ)組の管内の意。紅葉組は寛政十二年に南郡の一部を割いて南野合組として陣屋を紅葉村に構えたため紅葉組と改称した。小宮山楓軒は文政二年まで勤め、その後代を重ね、天保元年まで続いた。管轄は茨城郡二五ヶ村、行方郡二六ヶ村、新治郡一四ヶ村、鹿島郡四ヶ村の計六九ヶ村。
鷺子組は享和二年に武茂郡が常葉組・鷺子組に二分されたのを受け、郡奉行として小山田郡平が鷺子村に陣屋を設けて成立した。郡奉行はその後、皆川弥六為隆となったが、文化十二年に廃止となり、八田組に編入された。管轄は茨城郡二ヶ村、那珂郡三一ヶ村、下野那須郡一八ヶ村の計五一ヶ村であった。

右之者、役所支配手不足二付、伺之上、去ル廿九日御雇申付候、仍而此段為御知申出候、以上

二月朔日

御目附様中

右、御奉行衆吟味方へも指出候事

(八七)

下土木内村

御山横目

会沢儀之衛門

本米崎村

同 福地質内

友部村

同 榎村八郎衛門

(八七)

右之者共、役儀数年出精相勤御立山植立等之功ニ仍而、去月廿四日別紙写之通^{*}一代帯刀名字等 御免
被仰付候二付、被仰渡書写指添此段為御知申出候、以上

二月

加藤孫三郎

別紙ハ跡三枚目ニ有、爰ニ略ス

*一代帯刀名字等御免 苗字帯刀 (みょうじたいとう) ともいい、苗字を名乗り帯刀することのできる資格。一代の場合は本人に限る苗字帯刀の特権であった。

(八八)

以書付致啓上候、別高村々より穀物売出候節、村々庄屋より切手指出候所、去卯十一月廿日より同
二月廿九日迄之分御取揃御廻被成候付、為突合候得者別冊之通り扱下より切手指出不足ニ有之由申出
候所、別高村々売高相過候儀与ハ違、入穀之疑心も無之候様存候へ共、切手不足二付、此段得御意候、
尤御新法之儀故村々小人共へも精々申合候由二者候へ共、大勢之儀不行届事と相見相廻申候、別冊之

(八八)

*切手 きつて。切符・割符(さいふ)ともいう。商品預かり状の意を持ち、各藩で米を仲買人に売却した際に差し出したものを米切手といった。

内二も何村誰へ売渡候旨申出候者も有之、又ハ村名計申出売渡候者へ名前相分り兼候分も相見申候、委細ハ別冊ニ而御承知可被下候、且御扱下村々へ指出候売高書付、是又別紙之通御座候、右旁可得御意如斯御座候、以上

十二月廿七日

島村孫衛門

加藤孫三郎様

覚

一、粃千三拾貳俵貳斗壹升

一、米千貳百七拾貳石三斗八升

内 粃百三拾七俵
米四拾四石貳斗五升

是者油繩子村等へ売穀分合判手形不足ニ相見候分

右者、別高村々去卯十一月廿日より同十二月廿九日迄油繩子村等へ売穀分、前書之通御座候、以上

辰十二月

村々糺書付ハ略ス

(八九)

加藤孫三郎扱下

下土木内村

山横目

会沢儀之衛門

右之者寛政三亥年山横目申付候所致出精候ニ付、去ル辰年本米崎村兼帯庄屋申付候所、右村方ハ小人とも心得不宜候得とも、風義取直諸指銭も追々相減、其外大森・小目両村庄屋後見申付候所差引も行

(八九)

*指銭 さしせん。村入用(村の必要経費)に充てるため、村ごとに取り立てたもの。

*大森村 おおもり村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市大森町。風神山の南西麓に位置し、大理石(寒水石)を産する。